

帝國憲法改正案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第一回審査委員會

昭和二十一年四月二十二日(月曜日)樞密院事務所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

潮顧問官

樞密院

審査委員

林顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

野村顧問官

井坂顧問官

河原顧問官

美濃部顧問官

遠藤顧問官

關屋顧問官

幣原 顧問官

大平 顧問官

開席者

審査委員

伊澤 顧問官

國務大臣

幣原內閣總理大臣

松本國務大臣

説明員

入江法制局長官

樞密院

佐藤法制局次長

井手事務官

渡邊事務官

佐藤功事務官

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時五分開會)

潮審査委員長開會ヲ宣ス

鈴木議長ヨリ本案審議ニ先立チ挨拶旁々本案起草ニ至レル政府ノ勞ニ對シ謝意ヲ表セラル、次デ

幣原内閣總理大臣ヨリ本案ノ要旨ニ付説明アリ(別紙内閣總理大臣説明要旨ノ通尚、本案ノ内容ヲ國民ニ周知ヤシメソノ意見ヲ聞カンガ爲ニ本案ノ御諮詢ト同時ニ國民ニ發表シタルコトヲ附言スルト共ニ當院ノ諒解ヲ求ムル所アリ

樞密院

之ヨリ總理大臣説明ニ關聯セル質疑應答ニ入ル

林委員

憲法ノ根本問題タル左ノ二點ヲ質ス

1. 本案ハ主權在國家主權在民主權在天皇ノ諸說ノ中何レノ觀點ニ立ツヤ

2. 右ニ關聯シ天皇ノ法律上ノ地位如何

幣原總理大臣

學理トシテ主權在民說ニ該當セルヤ否ヤハ

姑く措キ常識トシテハ前文ニ「そもそも國政は國民の崇高な信託……人類普遍の原理でありトアル中ノ國民トハ天皇ヲ除キテハ考ヘラレザルモノニシテ、天皇ヲ含メタル即チ天皇ヲソノ中心トシテ奉戴シアルモノト解ス。

松本國務大臣

民主主義トハ國民ノ意思ニヨリ國政ノ行ハル、コトヲ謂ヒ、政治上ノ觀念ト考フルガ此ノ意味ニ於テ主權在民ノ原理ハ當然ナリ、從テ主權在民ハ政治的ノモノニシテ法律上ノ意味ニ於ケル統治權ノ所在トハ別論ナリ、法律上ノ統治權ノ所在ニ付テハ法學者が構成論トシテ種々ノ說ヲ立ツルモノト思料ス、余見ニヨレバ從前同様日本國ヲ法律上ノ主權ノ主體ト解ス。

林委員

憲法ハ政治上重要ナルコト勿論ナレバ何レニセヨ右ノ點ヲ明示セザル可ラズ、種々ノ學說アルハ憲法ノ不明瞭ニ起因スル故憲法ニ

付テ先ヅ法律的ニ次ニ政治的ニ如何ニ相成
ルカヲ定ムベキモノト思料ス然レド御説明
ヲ以テ未ダ納得スル能ハズ。

松本國務大臣ノ本案ニ對スル法人説ノ意見
ハ巷間學者ノ議論ト異リ珍シキ意見ト解セ
ラル。又總理大臣ノ説明ノ如ク日本國民トハ
天皇ト國民ト一體トナリタルモノトスレバ
主權ハ天皇ト國民ト一體トナリタルモノニ
アルヤニ見ユルガ更ニ詳細説明セラレ度シ

幣原總理大臣

樞密院

主權在民トハ人民ヲ君主ト對立セシメ主權
ハ君主ニ存セザルモノトス。斯カル對立ノ觀
念ハ本案ノ採ラザル所ニシテ、主權ハ天皇ヲ
中心トセル國民一體ニ存スルモノト解ス。松
本國務大臣ノ所謂國家トハ天皇ヲ含メタル
國民ノ全體ナリト思料ス。

松本國務大臣

總理大臣ノ意見ト同様ナリ。法律的見地ヨリ
國民が主權ノ主體ナリト云フソノ國民トハ
天皇ヲ含メタル國民全體ト考ヘザル可ラズ。

主權が國民各個ニ存スルトカ、天皇ヲ切離シ
タル國民ニアリト謂フガ如キハ、自己ヨリ發
シ自己ニ歸スル議論ニ非ザルヤ。故ニ國家ト
云フ法人格ヲ有スルモノニ於ケルソノ主體
ハ國民全體國家ニシテ、ソノ客體ハ個々ノ國
民ナリト解ス。

美濃部委員

議事ノ進行上全體ヲ議題トヤズ、議題ヲ特定
シテ進行セシメテハ如何、差當リ本官ハ本草
案ヲ政府が起草シ、且ツ又本院ノ詢議ニ付ヤ

樞密院

ルコト自體ニ疑問ヲ有スルニ付先ヅ本案ノ
全體ニ付論議スルコトトシテハ如何、

潮委員長

本日ハ總理大臣ノ時間ノ關係モアリ當初通
リノ進行ト致シ度シ、

(各委員諒承)

林委員

猶充分ニ納得スル能ハザルモ餘ハ他日二期
スルコトトシ次ノ問題ニ移ラン
本案ニヨリ現行憲法ヲ變更セシムルヤ、換言

セバ本案ト現憲法トハ主權ノ所在ニ付變改
ナキモノト解シテ支障ナキヤ將入現憲法ト
異ルト解スベキヤ

松本國務大臣

實質的ニ種々ノ變更ハアルモ單ニ法律構成
論トシテ主權ガ何人ニアリヤニ付テハ現行
憲法ヲ法人說ニ解スレバ本案ニモ變更ナシ
林委員

只今ノ答辯ハ世間一般ノ解釋ト相違スルニ
付一應承リ置クコトスルモ

樞密院

1、天皇ト國民トノ一體上ニ主權存スルトセ
バ天皇ハ國家ノ機關ナリトノ結論カト思
料ヤラル、モ一方國權ノ最高機關ハ國會
ナリトノ明文アリ果シテ然ラバ天皇ハ如
何ナルモノナリヤ

2、天皇ノ御地位ハ國民ノ至高ノ總意ニ基ク
トアリ國民ノ總意ニヨレバ天皇ノ御退位
スラモ認メラル、モノナリヤ

松本國務大臣

本質疑ハ根本點ナルニ付ポツダム宣言受諾

以後ノ經緯ニヨリ推察セラレ度シ

續々テ林委員ヨリ本案起草ノ經過ヲ問ヒ松本
國務大臣ヨリ説明アリ

休憩(午後零時五分—午後一時半)

松本國務大臣(午前中ノ林委員ノ質問ニ對スル
答辯ノ繼續トシテ)

一、民主主義ノ政治上ノ意義ハ國民一般が政
治ニ參與スルト云フ根本觀念ニアリ、之即
チ民意ヲ直接ニ表明スル國會が本案ニ於
テ最高機關タル所以ナリ。又實際上立法權

樞密院

ノミナラス、内閣ノ首班ヲ指名シ、裁判官ノ
裁判ヲモ行フ國會ハ最高ノ地位ヲ有ス。

天皇ハ本案第一條ニヨリ日本國竝ニ日本
國民統合ノ象徵トシテ、國務上ノ行爲ハ極
メテ制限セラレ、全テ内閣ノ輔弼ニヨリテ
ノミ行ヒ政治ニ關與スルコトナキハ規定
ノ表面ニ於テ現行憲法ト可成ノ相異アル
モ、歴史ニ徴スルニ必ズシモ天皇ノ御親政
行ハレタリト言フヲ得ズ、憲法ノ趣旨又天
皇ノ統治權ノ行使ハ他ノ機關ヲ通ジテ行

ハレ、直接天皇ニヨリ爲サレルコトナキニ
在リテ實際上ノ運行ハサシテ差異ナキモ
ノト謂フテ得ベシ。

2. 國會が天皇ノ御退位ヲ決定シ得ルヤニ付
テハ、皇室典範が如何ニ定メラル、カニヨ
リ、御退位が規定セラル、ヤセ圖リ難シト
ハ云ヘ、國會が議決シテ天皇ノ御退位ヲ要
求スルコトヲ本案が認メタリトハ解シ得
ズト思料ス

林委員

樞密院

猶御説明ニテ納得シ得ズ、思フニ現天皇ニハ
否認權ナク議會ノ議決デ如何様ニモナリ得
ル程ニ本案ノ民主々義ハ徹底シアルが故ニ、
本案ノ即時成立ヲ計ラザレバ、外部ノ壓力ニ
ヨリ更ニ徹底化セシメラル、惧レアリトハ
考ヘ難シ。日本ノ政治ノ最終形態が自由ニ表
明セラレタル國民ノ意思ニヨリテ決定サル
ベキハボツダム宣言ニ表明セラレ、假ニ一、二
ノ國ノ反對アルモ同宣言ニ反スル理論ハ通
ラザルモノト思料ス、國體ハ護持セラレタル

が故ニサシテ急グ必要ナシト考フルガ如何
松本國勢大臣

貴見尤ナルモ、本案作成ノ當時ニ於テハ誠ニ
緊急ヲ要スル情勢ニアリタル次第ナリ。

尙天皇ノ否認權(VETO)ニ付テハ米國ノ如
キ大統領制民主政治(PRESIDENTIAL)デモ
クラシムニシテ、強キ三權ノ分立アリ、議會ト
ハ無關係ニ一般民衆ヨリ直接選舉セラレタ
ル大統領主義ニ於テ始メテ意義ヲ有スルモ
ノニシテ、英國式トハ著シキ相異アリ、日本ニ

樞密院

於テモ議會ヨリ離レタル總理大臣(民衆ノ直
接選舉ノ制度トセバ可能ナルベキモ之ヲ通
當ナラズトシ英國式ヲ採用セリ、英國ニ於テ
モ國王ノVETOハ單ニ慣習ノ上ニノミ存
シ實質的ノ意義アラズ、日本ニ於テモ數十年
間御裁可ノ無カリシコトナシト思料ス、即チ
實質的ニ意義ナキモノト云ヒ得ベシ。

林委員

第一條ノ天皇ノ地位ガ、日本國民ノ至高の總
意に基クトハ天皇ノ廢立ハ國民ノ總意ニヨ

リテ自由ニ決定シ得ルモノトスル解釋可能ナリ、又皇位ノ世襲ハ憲法デ明定シアルモ典範ノ定メ方ニヨリ何レトモナリ得ル可能性アリ、然ルニ現行憲法ハ、天皇ハ萬世一系トアリ、斯クテハ本案ガ現憲法ヲ變更セリト解セラル、ガ如何

松本國務大臣

第一條ノ天皇ヲ象徵トセルハ日本國民ノ總意ナルヲ表明セルモノニシテ、具體的ニ、何ノ天皇ヲト云フ意ニ非ズ、又第二條ノ典範ノ定メハ皇位ノ繼承ニ付テノモノニシテ、新舊兩憲法ノ間ニ變更ナシト解ス

樞密院

林委員

亦ダニ了解シ得ズ、第二條ノ世襲トアルヲ、萬世一系ト解スルハ必ズシテ通念ニ非ズト思料ス、第一條ノ天皇ノ地位ヲ國民ノ總意ニ基クトシタルハ從前ヨリ然リシモノナルコトヲ示セルカ、之ハ歴史的事實ニ一致セザルガ或ハ又現在ノ國民ノ總意ニ基ケルモノトノ意ナリヤ、

松本國勢大臣

本規定自體ハ日本國民ガ天皇ヲ一家ノ首長
トシテ一致推戴シ奉リタルコトヲ示セルモ
ノニシテ、斯クノ如キハ日本國成立以來ノ歴
史的、政治的事實ニ根據スルモノト思料ス、現
狀ト相異スルト言ハルレバ見方ノ相違ト云
ハザルヲ得ズ、

23

林委員

然ラバ右ハ神勅ヲ否定セルモノト解スルヤ
松本國勢大臣

樞密院

神勅ニ依リテノミ天皇ガ存セリト爲ステ得
ズ

林委員

御説明ノ通承リ置クガ然ラバ第一條ハ法律
的ニ意味ナシト解シ支障ナキヤ

松本國勢大臣

法律的ト云フカ、斯様ニナリ居ルハ本案ニテ
新ニ定メタルモノニ非ザルモノト解ス

林委員

天皇ノ地位ニ付テハ依然トシテ了解シ盡ス

24

能ハズ、象徵トハ辞典ニ據レバ、無形ノ觀念ヲ有形ナルモノニテ彷彿ヲシムルコトノ謂ナルガ、抑、天皇トハ法律の意味ニ於テ「日本國ノ代表ナリヤ、代理ナリヤ、又ハ、單ニ「標シテ意味スルニ過ギザルヤ、又「日本國民統合」トハ如何ナル意味ナリヤ、

松本國務大臣

象徵トハ實見ノ通、抽象的ナル判リ難キモノニ付之ガ實體ヲ明示スベキ具體的ナルモノト解スルガ、日本國テフ抽象觀念ヲ明示シア

樞密院

ルモノ即チ天皇スル意味ニシテ日本ヲ代表セラル、モノ即チ天皇トノ意ナリ、

次ニ「日本國民統合」トハ天皇が個々別々ノ日本國民ノ中心點ニ位セラル、トノ意ニシテ法律的二斯クストハ表現シ難シ

林委員

前文中ノ「日本國トハ、天皇ト國民ノ一體ナリト總理大臣ハ説明セルガ、全ク意外トスル所ニシテ斯ル用例ヲ知ラズ、本案中ノ「國民ノ語中ニ天皇ヲ包含シ居ルヤ、

松本國勢大臣

總理大臣ノ説明ハ日本國民中ニ天皇ヲ含ム
ト云フニ非ズシテ、統合シテ一體トナリタル
日本國民ニハソノ中心ニ天皇在ヤラルルノ
意ニ非ズヤ、本官ハ右ノ如ク解ス。

林委員

國民ノ觀念中ニ天皇ヲ含マザルモノトセバ、
國民ノ人權ハ保障サレ居ルニ拘ラズ、天皇ノ
權利ハ認メラレ居ラザル様思料ス、國民ノ基
本的人權ハ天皇ニ適用セララルヤ、

樞密院

松本國勢大臣

國民ノ權利義務ト天皇ノソレトハ無關係ナ
リ、政治上ノコトハ本案中ニ規定シアルモ規
定ナキハ天皇ニ無キニ非ズ、敢テ規定ヲ俟ツ
迄モ丁キ意味ト解ス

林委員

答辯ニ承服シ得ズ、天皇ハ國ノ機關トノ説明
ニシテ主權者ニ非ザレバ、當然ニ答辯ノ如キ
結論ハ出デザルベシ

松本國勢大臣

前述ノ如ク解スル外ナシト思料ス

小幡委員

現行憲法ノ上諭ニ「國家統治ノ大權ハ朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケトアルニ對シ、本案ノ前文ニヨレバ主權ハ國民ニ移リシカ」如シ然リト解スルヤ

松本國勢大臣

政治的意味ニ於テ主權在民ナルコト前述ノ通り、實質的ニハ何等變更ナシ

小幡委員

樞密院

本案ノ修正ハ許サレザルヤ

松本國勢大臣

本案ハ既ニ日英兩文ニテ同時ニ發表セラレタル以上、政府トシテハ政治上實質的ニ修正ハ不可能ト思料ス、又議會ノ修正權ハ法律的ニハアリ得ルモ、實際上ハ本案ノ各項自體ニ對スル修正ハ可能ナルベキモ、新タナル内容ヲ規定スルガ如キ修正ハ不可能ニ非ズヤト解ス

野村委員

衆見ニヨレバ本案ハ明瞭ニ主權在民ノ憲法
ニシテ天皇モ國民ノ一人ト解セザルベカラ
ズ、從テ國民ノ意思次第ニテ天皇ノ御廢位モ
アルヤト疑ハル、

井坂委員

本案ニ於テハ國民ノ權利が大ニ過ギテ、ソノ
反面タル義務或ヒハ國民ノ心構ノ規定ニ乏
シ、今少シク義務ノ點ヲ強調シ得ザルヤ

松本國務大臣

尤モナレド權利ト云フモ別段規定ハナキガ

樞密院

公序良俗ニ反セザルコトノ前提アルモノト
思料ス、一般的ニハ權利濫用ノ抑制ニテ足ル
ベシ

河原委員

第一條ノ規定ニテ國體ハ護持セラレタリト
爲シ得ルヤ

松本國務大臣

歴史的事實ニ於テモ天皇親政ハ殆ド無カリ
シガ、天皇ガ政治ノ面ニ立タル、コトヲ能フ
ル限リ少ナカラシメ、眞ノ民意ニヨル政治ヲ

行ハシムルコトコソ、天皇制ヲ護持スル所以ナルベシ

河原委員

國體ノ觀念ハ或ヒハ法律的ニ否認セラレ或ヒハ論者ニヨリテ見解ヲ異ニスベキモ天皇ノ地位ヲ憲法ニ保障シ得タルコト則國體護持ト解スルヤ

松本國務大臣

天皇ハ萬民ノ仰ギテ崇敬スル所ニ在ルコト國體ノ護持ト言ヒ得ベク、政治ヲ親ラセラル

樞密院

ハコトガ護持ニハ非ズト思料ス

河原委員

身見ハ、象徵ヨリモ、中心ナル語ヲ可ナリト思料ス

美濃部委員

本官ハ本案ヲ當院ノ詢議ニ上セルコト自體ニ大イナル疑ヒヲモテリ即チ
一、身見ニヨレバ現行憲法第七十三條ノ憲法改正ニ關スル規程ハポツダム宣言及降伏ノ申入ニ對スル回答ニヨリ無効トナリタ

ルモノト解セラル、ガ政府ハ果シテソレヲ有效ナリト解シ居ルヤ

2、本案ニ於テハ、ソノ存在ヲ不適當ナリトシテ廢止シアル樞密院ニ本案ガ諮詢セラレ且ツ議會ニ於テ貴族院ノ議ヲ經ントスルハ不可解ニ非ズヤ

3、更ニ又本案前文ニ、日本國民ガ制定スル旨明言シアルニ拘ラズ、改正ノ發案ガ勅命ニヨリテ爲サレ、審議ノ途上ニ於テ有クナル作用ヲ營ム原案モ政府ニヨリテ起草セラ

樞密院

レ、而モ限ラレタル範圍内ニ於テノミ修正權ヲ有スルニ過ギザル議會ノ協賛ヲ經テ天皇ノ御裁可ニヨリ公布セラルベキニ於テハ之ヲ以テ果シテ國民ノ自由ナル意思表明ニヨリテ爲サレタリト謂ヒ得ベキヤ、虛偽ノ聲明ト云ワルベキニ非ズヤ

以上諸種ノ疑問ニ鑑ミ速ニ政府ハ本案ヲ撤回スルヲ可トスベシ而シテ現行憲法第七十三條ハ無効トナリタルガ故ニ憲法改正ニ關スル規定ハ未定ノ狀態ニ在ルモノト云フベ

ク當然來ルベキ議會ニ於テ憲法改正ノ方法
ヲ議シ、ソコデ決定セラレタル手續ニ從ヒテ
改メテ憲法ノ爲ノ特別議會ニ提案シ、最終決
定ガナサルベキモノト思料ス

松本國務大臣

極メテ根本的ナ問題ナルガ、改正ノ手續法ヲ
定ムルモ、法律ヲ以テ憲法ヲ改正スル結果ト
ナリ、而セテ往再時ヲ過セザリシニ付已ムナク
現行規定ニ從ヒタルガ、議會ノ議ニ付スレバ
必ズシモ民意ヲ無視シタリトハ言ヒ得サル

樞密院

ベシ

勅命ノ點ニ付テモ斯ル草案ニテ可ナリトノ
御勅書ヲ賜ラバ充分説明シ得ベシト思料ス

美濃部委員

民主主義的憲法ハ政府ノ起草ニヨルヨリハ、
眞ニ國民ヨリ選バレタル委員會ニヨリテ自
由ニ討議シ起草サルベシトノ考ヘヨリ、曩ノ
提案ノ採用セラレシコトヲ切望ス

潮委員長

本日ハ之迄トシ閉會ヲ宣ス

(午後三時四十分閉會)

樞
密
院

帝國憲法改正案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第二回審查委員會

昭和二十一年四月二十四日(水曜日)樞密
院事務所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

親王

宣仁親王

樞密院

審查委員長

潮顧問官

審查委員

林顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

野村顧問官

井坂顧問官

河原顧問官

美濃部顧問官

遠藤 顧問官

關屋 顧問官

幣原 顧問官

大平 顧問官

國務大臣

松本國務大臣

説明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

井手事務官

樞密院

渡邊事務官

佐藤(功)事務官

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時五十分開會)

潮審查委員長開會ヲ宣入

遠藤委員

歴史其ノ他ノ觀點ヨリ我國ノ主權ハ天皇ニ
存スルト考フルが如何

松本國勢大臣

既述ノ如ク政治的意義ノ主權ハ民主國ニ於
テハ國民ニ存スルコト明瞭ナルが法律構成
論ハ專ラ學說ニ依ルベク私見ニヨレバ主權
ハ國ニアリト解セラル、

遠藤委員

主權ハ天皇獨リニ存スルト解サズシテ可ナ
リヤ

樞密院

松本國勢大臣

如何ナル構成論ヲ採ルヤハ學者ノ自由ナリ、
政府トシテ如何ナル構成論ヲ採ルカハ言明
シ難シ

遠藤委員

現行憲法ノ上諭及發布ノ勅諭中ニ天皇ニ主
權ノ存スルヲ明示シアリト解スルが如何

松本國勢大臣

解釋的構成論トシテハ學者ニヨリ各種ノ説
アルモ現行憲法ニ於テ特ニ明示セルモノト

ハ解セズ

遠藤委員

草案前文ハ主權在民ヲ明示セルモノト解シ
可ナリヤ

松本國勢大臣

前文ハ政治的意味ヲ示セルモノニシテ法律
的ニ主權在民トハ理解シ得ズ

遠藤委員

前文ノ日本國民ノ字句中ニ天皇ハ含マザル
モノトシ我ラノ字句中ニ天皇ヲ含ムモノト

樞密院

解シ得ルガ如ク適當ナ修正ヲ加ヘ以テ暗々
裡ニ主權ノ天皇ニ存スベキヲ示ス意思ナキ
ヤ

松本國勢大臣

憲法改正ノ勅語ニテ充分表現シ得タリト信
ズ

遠藤委員

國家法人説トハ國際間ノ必要上ヨリ生ジタ
ルモノニシテ國內的ニハ國家ニ人格ヲ認ム
ルヤ否ヤハ差シタル意義ナキモノト思料ス

貴見ハ要スルニ國民ト天皇ノ兩者ニ主權ヲ
認メントスルモノナリヤ

松本國務大臣

屢說ノ如ク國家法人論ハ法律構成論ニシテ
政治論トノ混同アルニ非ズヤ

遠藤委員

本官ハ主權在天皇ヲ積極的ニ主張セントス
ルニ非ズ却テ主權ハ天皇ニ在ラザル旨ノ明
文ヲ避ケ度キ意ナリ

關屋委員

樞密院

本案前文ノ性質如何

松本國務大臣

法的ニハ憲法ノ一部ヲ成スモノト解ス、政治
的意義ニ於テ民主的憲法ノ在リ方、世界平和
ニ對スル態度等ノ根本趣旨ヲ示シタルモノ
ナリ

關屋委員

前文中ニ「信託ナル字句アルモコレハ國民ニ
不慣レノ語ト思料セラル、概シテ國民感情ニ
適合セザルカ、或ヒハ之ヲ刺戟スルガ如キコ

トナキ様政府ノ熟慮ヲ希望ス

尚戦争抛棄ノ規定ト不戦條約トノ關係並ニ
參議院ノ構成ニ付テノ構想如何

松本國勢大臣

不戦條約ニ付テハ日本ハ締結國トシテノ權
利義務ヲ喪失シアルニ非ズヤ參議院ニ付テ
ハ議員ノ資格ヲ地域的並ニ職能的ニ制限シ
得ベシト思料ス

關屋委員

本來ナレバ現行憲法ヲ改正シ貴族院ヲ參議

樞密院

院ニ改メ而ル後本改正ヲ行フヲ可トスベシ

休憩(午前十一時五十五分—午後一時十

分)

幣原委員

本案ノ内容ニ付テハ承認スベキモノノ外容
ニ於テハ日英表現ノ相異ヨリ解釋上ノ疑義
ヲ生ズル惧レアリ整理ノ要ナキヤ

松本國勢大臣

貴見尤モナルモ政府案トシテハ修正ヲ加ヘ
難シ

大平委員

本案ニ依レバ天皇制ハ存置サレ居ルモ果シテ國體ノ護持セラレ居ルヤ否ヤ疑ハシ本案ニテモ國體ハ護持サレタリト解釋シ得ル餘地アリヤ

松本國務大臣

然リ既述ノ如ク天皇ノ政治ニ干與シ得ル機會ヲ少カラシムルヲ寧ロ國體護持ノ爲必要ナリト思料ス

樞密院

以上ニテ本案ノ大綱ニ關スル質疑ヲ終リ更ニ詳細ナル質疑ニ移ル

林委員

左ノ諸點ニ付質ス

1. 本案ノ名稱ハ「日本國憲法トシアルガコレハ國號ヲ改正スル趣旨ナリヤ

2. 憲法ハ國ノ根本法規ナルヲ以テ特ニ主權ノ所在ニ付テハ學者ノ説ニ委ネ置クベキニ非ズ憲法ニテ確定シ置クベキモノト思料ス

3. 前文中ニ於ケル「日本國民及國民ノ語義ニ

關シ幣原內閣總理大臣ト松本國務大臣ト
ノ間ニ解釋ノ相異アリ、私見ニヨレバ天皇
ト雖モ一般ノ面ニ於テハ國民ノ一員ナレ
ド唯特殊ノ關係ニ於テ國民ト異ルモノト
解スルヲ適當ナリト思料スルガ如何

4、私見ニヨレバ國體ノ護持トハ天皇ニ統治
ノ大權存スルコトヲ云ヒ、單ニ形式的ノ國
勢ノミニテ天皇ニ裁量ノ餘地ナキニ於テ
ハ天皇制ハ護持サレタリト云フモ國體ハ
變革セラレタルモノト解セラル、ガ如何

樞密院

松本國務大臣

1、本案デハ表現ヲ平易化スル爲ニ「日本國」ト
シタルガ從來ノ用法ニ於テモ、大日本帝國
或ヒハ條約等ニ於テハ「日本國」トアリ、敢テ
國號ヲ變改スル趣旨ニ非ズ、國號ハ依然ト
シテ、日本國ナリト解ス

2、主權ノ所在ニ付テハ現行憲法ニ於テスラ
不明瞭ニテ學者ニヨリテ說ノ岐ル、所ナ
リ、但シ法律的ニ不明瞭ニテ可ナリトスル
ニ非ズ、如何ニ解シ、如何ニ構成スルカハ學

者ノ論ズル所ニ委ヌベシト思料ス

3. 天皇ハ、日本國民ノ中心點ニ立タルベキモノニシテ、個々ノ國民中ニハ含マレザルベシ

4. 天皇家ノ護持ハ國體ノ護持ニ非ザルモ、天皇制ノ護持ハ國體ノ護持ト解シ可ナリ

林委員

第九條ノ戰爭拋棄ニ關シ、自衛權ハ第一項ニ於テハ存在スルガ如ク解セラル、ガ第二項ニ於テハ之ヲ認メザルガ如シ、自衛權ハ認メ

樞密院

ラル、モノト解スル餘地アリヤ

松本國務大臣

第一項ニ於テハ然カク解スルノ餘地アリ、第二項ニ於テハ事實上戰爭ハ行ヒ得ザルベキモ、外部ヨリ戰ヒヲ仕掛ケラレタル場合ニモ自衛行為ヲ禁セラルコトノ不合理ハ勿論ナリ、而シテ自衛權ヲ明定セザリシハ却ツテ之ニ名ヲ藉ルノ惧ヲ避ケントスル趣旨ナリ

野村委員

自衛ノ爲ノ戰ヒハ交戰權ニ含マレザルヤ

松本國務大臣

第九條第二項ノ、交戰權トハ宣戰ヲ布告シタル戦争ノ謂ニシテ、自衛行爲ヲモ禁ズル趣旨ニ非ズ

河原委員

本案ニ於テハ皇族ノ身分ヲ如何ニ解スベキヤ

松本國務大臣

皇室典範ノ規定ノ仕方如何ニヨリ異ルベキモ、根本的地位ニ變改ナキモノト思料ス

樞密院

河原委員

皇室典範ハ法律ニ非ザルヤ

松本國務大臣

當初ハ法律トハ異ルモノニセントシタルガ目的ヲ達スルニ至ラザリキ、本案ニテハ法律ナリ

美濃部委員(前回ト略々同様趣意ノ質問アリタル後)最後ノ決定方法トシテ國民投票ニクタルベキニ非ズヤ

松本國務大臣(前回ト略々同様趣旨ヲ答辯ス)

遠藤委員

1. 外國トノ戦争ナレバ當然主權ノ發動ト考ヘラル、モ、國の主權の發動トハ如何ナル意ナリヤ

2. 交戦權トハ戦ヒテ仕掛クル權利ト解シ可ナルヤ、通説ニヨレバ殺人ハ不法ナルが戦争ノ場合ニ於テ正當行為トナルハ交戦權ノ發動ニヨルモノナリ、寧ロ、交戦權ノ語ヲ削除シテハ如何

3. 第七十七條ノ規定ニヨレバ最高裁判所ヲ

樞密院

現在ノ大審院及行政裁判所ノ上位トナスノ趣旨ナリヤ

松本國務大臣

1. 學理上ハ不要ナルが如キモ特ニ明示シタル趣旨ナリ

2. 自衛行為が普通ノ犯罪ト認メラル、が如キハ道理ニ反セリ

3. 現在ノ大審院が直ニ最高裁判所トナルニ非ズ、行政裁判所ハ廢止セラル

關屋委員

國家聯合ニ加入スルニハ兵力保持ヲ條件ト
スルガ如キモ本案トノ關係如何

松本國務大臣

將來然ルベキ場合ニハ憲法改正ノ要アルベ
シ

幣原委員

第九十三條ハ不要ニ非ザルヤ

松本國務大臣

表現上重複ノ嫌ヒアルヤモ知レズ

潮委員長

樞密院

本案施行時期ニ關スル政府ノ推算如何

松本國務大臣

五月中旬ニ議會召集六月中旬迄ニ審議終了
同月下旬ニ公布七月ニ附屬法規改正ノ爲ノ
議會召集本年末ノ議會開會ノ頃ニハ本案施
行ノ見透シナリ

潮委員長

本日ハ之迄トシ開會ヲ宣ス

(午後三時十五分開會)

帝國憲法改正案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第三回審査委員會

昭和二十一年五月三日(金曜日)樞密院事
務所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

潮顧問官

樞密院

審査委員

林顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

野村顧問官

井坂顧問官

河原顧問官

美濃部顧問官

遠藤顧問官

關屋顧問官

幣原顧問官

大平顧問官

國務大臣

松本國務大臣

説明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

井手事務官

諸橋書記官長

樞密院

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時十分開會)

潮委員長開會ヲ宣ス

前文ヨリ始メテ各章別ノ審議ニ入ル

林委員

本案確定シテ始メテ國民主權ハ決定セラル
ニ拘ラズ未定ノ間ニ前文ニ於テ國民主權

ヲ宣言シアルハ不合理且ツ不可解ニ非ズヤ
入江法制局長官

本案ニ於テハ前文が確定シタル後其處ニ宣
明シアル趣旨ニ副ヒテ憲法が確定セラル、
モノト解ス

林委員

前文ノ宣言者ハ天皇ナリヤ、國民ナリヤ、

入江法制局長官

本案ノ形式ニ於テハ國民ナルモ、實質的ニハ
天皇ヲ中核トスル日本國民ナリ

樞密院

野村委員

前文中ノ「國民の總意が至高なもの」ニ對
スルドラフトハ「ソヴェンテイ、オガ、ビープル
ス、ワイルト」アリ明ラカニ國民ノ主權ヲ宣言
シタルモノト解セラル、が如何

入江法制局長官

主權トハ國法學ニ於テハ強キカラ有スルモ
ノヲ云フガ、本案ニテハ實質的意味ヲ標リ國
民ノ意思が最高性ヲ有スルモノト解セリ

井坂委員

將來本案ノ確定シタル場合、英文ドラフトハ如何ニ扱フヤ

入江法制局長官

ドラフトハ有カナル參考ナリト解ス

河原委員

前文ノ一切の法令と詔勅を廢止するトハ斯ル決意ヲ有スルノ意ナリヤ、而シテ之ハ前文デ定メタルヤ、或ヒハ第九十四條ニテ法的効力が定マルヤ、

入江法制局長官

樞密院

然リ、前文ハ宣言的ニシテ法的効力ハ第九十四條ニ依ル

美濃部委員ヨリ先決問題トシテ本案ヲ當院ニテ審議スルノ可否ニ關シ前々回並ニ前回同様ノ質疑アリ、之ニ對シ入江長官ヨリ前回ノ松本國務大臣ノ答辯ト同様趣旨ノ答辯アリ

關屋委員

前文ノ最後ニ「世界人類の平和及福祉に貢獻せんことを誓ふ旨」ノ字句挿入ヲ希望ス

林委員

皇族ノ地位ニ關スル立前如何必要アラバ本案中ニ何等カ留保シ置クベキニ非ズヤ裁判權ニ付テモ國民ノ一員ト同様ノ取扱ナリヤ、
入江法制局長官

特ニ皇族ニ付テ一般國民ト差別スル考ヘナシ、但シ皇位ノ繼承及攝政ニ關スル限リ特別ノ地位ニアリ得ベキモ、特ニ留保スルノ要ナシト解セリ、裁判權ニ付テモ亦然リ

林委員

皇室ノ財産權ノ主體ハ何人ナリヤ、又第八條

樞密院

ノ趣旨如何

入江法制局長官及佐藤法制局次長

皇室テフ集團ナリ、第八條ハ國民ヨリ特ニ多額ノ財産ヲ皇室ニ献上スルコトニヨル皇室ノ財閥化ヲ防止スル趣旨ナルヲ以テ議會ノ議決ハ包括的ナルモノニテ可ナルベク、僅少ナル献上品ノ如キハ含マザルモノト解ス

林委員

條文ノ規定ハ明確ナルヲ要ス、例ヘバ第二條ノ世襲ノ語句中ニハ血統ヲ必要トセザルモ

ノト解セラルルガ如何

入江法制局長官

第二條ノ世襲トハ血統ヲソノ要素トナスベキモノト解ス、第五條ノ攝政ニ付テモ規定ノ制限ハナキモ、日本ノ實體ニ則スル様ニ解シ、典範ニ於テ攝政タルベキ要件ハ皇族ニ限ル旨ヲ規定スルヲ適當ナリト思料ス

林委員

第四條ノ天皇ノ國勢トハ政治ノ一部ト解セラレ、要綱ニ於テモ、國勢ヲ除クノ外政治ニト

樞密院

アリシヲ何故ニ本條ノ如ク變更セルヤ、又第二項ノ事例如何

入江法制局長官及佐藤法制局次長

第四條ハ天皇ノ大權ヲ大幅ニ制限セル趣旨ニテ要綱ト同意ナルモ特ニ天皇ハ政治ニ關與セザル旨強調シタルニ由ル、委任ノ事例トシテハ、下級ノ榮典授與儀式或ヒハ天皇國外ニ旅行セラル、場合ヲ豫想セリ

林委員

第七條ノ、助言ト承認ナル字句ハ第三條ヲ原

則トセバ不要ニ非ズヤ

入江法制局長官

原則トシテ第三條が働クモ第七條ハ特ニ天皇ノ國勢ノ主體ヲ列擧シタルヲ以テ繰返シタルモノナリ

林委員

第七條第五號ニ於テ天皇ノ認証ヲ要スルヤ又認証ノ具體的方法如何其ノ他ノ官吏トハ何ナリヤ

入江法制局長官

樞密院

然リ、内閣ヨリ發令セラル、辭令中ノ一部ニ天皇ノ署名カ御璽ヲ印スル方法ヲ研究中ナリ、其ノ他ノ官吏トハ親任官並ニソレニ類スルモノ、及ビ特殊ノ宮内官等ナリ

林委員

認証ノ效果及性質如何

入江法制局長官

認証ハ效力要件ト解ス

林委員

六號ノ恩赦權、八號ノ條約ノ批准權ハ何人ニ

存スルヤ

入江法制局長官及佐藤次長

恩赦權ハ第六十九條第七號ニヨリ批准權ハ同第三號ニヨリ何レモ内閣ノ權限ナリ

(午後零時十五分—午後一時半迄休憩)

小幡委員

1. 本案ノ國際的反應如何

2. 補佐ト同意ヲ助言ト承認ニ變更セル理由如何

3. 攝政ハ天皇ノ權限以上ノ權能ヲ持ツベキ

樞密院

理ナキガ故ニ第五條ノ準用ハ不要ニ非ズヤ

4. 第七條第一號ノ政令ノ意義如何

松本國務大臣

1. 外國トノ交通杜絶ニヨリ僅ニ草案要綱ニ對スル米紙ニ三ノ論調ヲ除キ不祥ナリ

3. 攝政ハ天皇ノ代理以外ニ攝政自身トシテモ政治ニ干與スルコトナキヲ示ス爲ニ準用ノ字句ハ必要ナリト解ス

入江法制局長官

2. 日本語トシテ適譯ヲ採用セリ

4. 政令トハ内閣テノ組織體ノ發スル命令ニシテ概ネ現行ノ勅令ニ代ルベキモノナリ

井坂委員

第一條ノ象徵ノ意義ハ不分明ナルガ、第一條乃至第八條ノ天皇ノ機能或ヒハ地位ヲ總稱シタモノト解シ可ナリヤ

松本國勢大臣

第三條乃至第八條ニ於テソノ形式ヲ示セルモノト解シ可ナリト思料ス

樞密院

河原委員

1. 皇室典範ハ法律ナリトノ説明アリシガ、第二條ニ國會の議決したトアルニヨリテ然ルヤ

2. 世襲ノ字句ニ血統ノ連續ヲ含ムト解スル理由如何、又皇室ハ家或ヒハ集團ナリヤ

3. 第七條第四號ノ總選舉トハ補闕選舉、及參議院ノ半数選舉ヲ包含スルヤ

4. 第八條ノ讓渡ハ有償ナリヤ無償ナリヤ

松本國勢大臣

2. 世襲ダイナスチックトハ同一ファミリ、
同一系統ニヨリ繼承サル、コトト解シ、皇
室典範ニヨリ紛更スルヲ得ザルモノト解
ス

入江法制局長官

1. 然リ、皇室法トセザリシハ從來ノ用例ヲ適
當ト解シタルニ由ル
3. 補闕選舉ハ包含セズ
4. 何レヲ問ハザルモ、特ニ無償讓渡ノ場合ヲ
豫想シアリ

樞密院

美濃部委員

1. 本案ハ現行憲法第七十三條ノ手續ヲ踏メ
ルモノナル故、公布ノ際ニハ、朕ニニ公布セ
シムトノ上諭ヲ付スルヤ、若シ然ラバ前文
ノ趣旨ト矛盾セザルヤ
2. 象徴ノ語ハ法的意味不明ナルニ付、國家及
國民を代表すト改定セザルヤ
3. 皇室典範モ、法律第...號トシテ公布スルヤ
皇室典範ハ皇族ノミニ必要ナル内部ノ法
ニシテ一般國勢ニ無關係ナル故、天皇が議

會ノ協賛ヲ經テ制定セラル、ニ非ザレバ
不合理ナルニ非ズヤ

4、本案ハ天皇不可侵ノ規定ナキガ御一身ニ
付刑事裁判デモ行ハル、意ナリヤ

5、第七條ニ公布及公示トアルハ如何ナル意
ナリヤ

6、認証グ天皇ノ大權ナリトハ天皇ノ地位ト
相容レザル不可解ナルコトナリ、如何ナル
意ナリヤ、又ソノ法律上ノ意義如何

入江法制局長官

樞密院

1、公式令ニ從ヒ上諭ヲ付ス、前文トハ矛盾ス
ルコトナシト解ス

3、現行皇室典範ソノ儘ノモノニ非ズ、寧ロ一
般國務ニ關係アル皇室ノ事項ヲ規定セラ
ルベシ

4、天皇不可侵ハ本質的ニ第一條ニ包含シア
ルヲ以テ御一身ニ對スル刑事裁判ノ如キ
ハアリ得ザルモノト解ス

5、公布、公示トハ成立セルモノヲ廣ク告ゲ知
ラシムル現實的ナル作用ノ謂ナリ

6、公ケノ証明ノ意ノミナラズ、現實的ニ効力
發生ノ要件タリ

松本國勢大臣

2、政府トシテハ原案ヲ修正シ得ズ

6、公布及公示ハ事實上ノ行爲ヲ言フニ非ズ
効力要件ナリ、認証トハ改正商法第百六十
七條、定款ハ公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザ
レバ其ノ効力ヲ有セズトアル規定ト同様
効力ヲ與フル行爲ト解ス

遠藤委員

樞密院

1、第一條ノ此ノ地位トハ天皇ノ地位ナリヤ
2、第四條第二項權能委任ノ具體的事例如何
3、第十五條ノ命令ニハ政令ヲモ含ムヤ
4、本案ニ於テハ勅令ハナキモ詔勅ハ豫想シ
アルガ如シ、如何ナル規定ニヨルヤ
5、財産ヲ皇室ヨリ皇室以外ニ對シ讓渡スル
場合如何

入江法制局長官

1、天皇ガミノ象徵タリトノ地位ノ意ナリ
2、例ヘバ下級者ニ對スル榮典ノ授與ヲ地方

長官ニ委任スルガ如シ

3. 然リ

4. 詔書、勅書ハ、公式令ノ如キ法令ニテ規定セラル、豫定ナリ

5. 財物ノ場合ハ第八條ノ賜與ニ該當スルモ、金錢ノ場合ニ於テハ第八十四條ノ規定ニヨリ豫算面ニ於テ規律セラルベシ

關屋委員

第八條ノ規定ニヨレバ皇室ヨリ僅少ナル財産ヲ外部ニ賜與スハ讓渡セラル、場合、例ヘ

樞密院

ハ天皇御巡行ノ際ニ災民ニ小額ノ御内帑金ヲ賜ハリ、市町村ニ於テ道路擴張ノ際之ガ障害トナルベキ僅少ノ御料地ヲ讓渡セラル、ガ如キ場合ニモ、其ノ都度國會ノ議決ヲ經ベシトノ趣意ナリヤ、若シ然ラバ、煩ニ堪ヘザルカ、緊急ノ間ニ合ハザルカ等ノ障害アリテ實際ノ運用困難ナルニ非ズヤ

松本國勢大臣及入江法制局長官

詳細ハ皇室財産法ニテ規定セラルベキモ、本條ハ既述ノ如ク輕微ノ事例ヲモ嚴密ニ規律

スルノ趣旨ニ非ズ

幣原委員

一、第七條第一號ノ憲法改正ト公布トノ繋が
リ如何

二、憲法改正ヲ内閣ノ國務トセザリシハ如何
入江法制局長官

一、憲法改正ヲ公布スルノ意ナリ

二、重要ナルコト故第九十二條ノ規定ノ如キ
取扱トナシタリ

潮審查委員長

樞密院

第六十二條第二項ノ規定ニ依レバ内閣ノ責
任ハ國會ニ對スル責任ナル旨明示シアルガ、
第三條ニ規定スル責任ハ天皇ニ對スル責任
ナリヤ、往時ノ如キ責任紛更ノ惧レナキヤ
入江法制局長官

第三條ハ天皇ノ國務ニ對シテハ一切内閣ガ
責任ヲ負フベキ旨ノ大原則ヲ示シタルモノ
ニシテ、天皇ノ國務ニ對スル責任ハ第六十二
條ノ「行政權」ノ觀念ニ包含セラル、モノナリ
ト解ス

潮
審
査
委
員
長

本
日
ハ
之
迄
ト
シ
閉
會
ヲ
宣
ス

午
後
三
時
四
十
分
閉
會

樞
密
院

帝國憲法改正案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第四回審査委員會

昭和二十一年五月六日(月曜日)樞密院事
務所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

潮顧問官

樞密院

審査委員

林顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

野村顧問官

井坂顧問官

河原顧問官

美濃部顧問官

遠藤顧問官

關屋顧問官

幣原顧問官

大平顧問官

國務大臣

松本國務大臣

說明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

井手事務官

今枝事務官

渡邊事務官

樞密院

佐藤(功)事務官

佐藤司法省刑事局長

與野司法省民事局長

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時五分開會)

潮審查委員長開會ヲ宣ス

第二章戦争ノ抛棄ニ關スル質疑應答ニ入ル

林委員

一、第九條ノ規定ハ自衛權ヲ認ムルモノナリ
ヤ

二、戦力ヲ保持セザレバ國際聯合ニ加入スル
ヲ得ズト解スルガ如何

入江長官

一、第九條第一項ノ規定ニ於テハ法律觀念的
ニ自衛權ハ存スベキモ第二項ノ規定ニヨ
リテ交戦權無キガ故ニ主導的タルト受動

樞密院

的タルトヲ問ハズ戦争ハ不可能ナリ、故ニ
戦争ノ形式ニ於テハ自衛權ヲ行使スルヲ
得ザルモノト解ス

二、國際聯合憲章ノ解釋ニヨリテハ加入ノ際
ニ武力ノ提供ヲ免除セラル、コトモ可能
ナルベシ

林委員

一、國際聯合ノ加入ニ關シ、憲法ノ改正ヲ行ヒ
テ加入スルノ説ト、加入スルモ武力提供ノ
義務ヲ免除セラル、トナス説ノ二説中政

府ハ何レヲ採ルヤ

2. 本案ハ國民ノ基本的人權尊重ニ急ニシテ、
國家ノ基本的權利ニ關シテハ自衛權ノ存
否スラ疑ハル、如ク之ガ保証ニ充分ナラ
ザルハ不調和ノ嫌ナキヤ

松本國務大臣

1. 國際聯合ノ將來ハ不明ニシテ、質問ノ何レ
ヲ採ルヤハ今後ノ情況ニヨリ決定セラル
、ヲ至當ト思料ス

入江長官

樞密院

2. 根本觀念トシテハ貴見ノ通ナルガ、本案ニ
テハ謂ハバ捨身ノ態度ヲ表明セルモノナ
リ

野村委員

戦力の保持は許されろトアルハ主權者タル
國民グ之ヲ許サザルヤ、或ヒハ外部ノ壓力ニ
ヨリテ保持シ得ザルノ趣意ナリヤ

入江長官

新日本ノ根本的立前トシテ戦力ノ保持ヲ許
サレザル旨ノ本質ヲ表明セル意ナリ

井坂委員

第九條ハ國際間ノ紛争ニ關シ戦力ノ保持ヲ
許サブル規定ナルガ、國內ノ紛擾ニ對スル措
置如何

入江長官

將來ハ充分ナル警察力ノ保持ニ進マザル可
ラズ

遠藤委員

政府ニ於テ左ノ諸措置ヲ採ラレニコトラ希
望ス

樞密院

1、主權ノ發動ノ字句ヲ削除スルコト

2、不戰條約ノ表現ニ倣ヒ戦争ヲ狹義ノシレ

トスルコト

3、第二項ノ規定ハ日本ノ獨立性ヲ稀薄ナラ

シムル感アルヲ以テ適當ナル表現ニ改メ

度キコト

4、交戰權ノ字句ヲ削除スルコト

潮委員長

戦争ノ抛棄トハ日本語トシテ意味ヲ成サヌ
旨ノ意見アリ、政府ノ所見如何

松本國務大臣

戦争テフ觀念ヲ抛棄スルノ意ニ解スル外ナシ

次ニ第三章國民ノ權利及義務ヲ議題ニ供ス
林委員

本案ニ於テハ現行憲法第十八條ノ如キ規定ナキヲ以テ、日本國民ト然ラザル者トノ區分明瞭ナラズ、規定無クンバ自由ト解スルヤ、然ラズンバ規定スルヲ不當ト解スルヤ

入江長官

樞密院

現行憲法ニ於テスラ第十八條ノ規定アルモ全テガ法規ノ定メアルニ非ズ、國籍法及條約ヲ以テスルモ猶洩ル、モノアリ、現行法ニ於テモ日本國民ナル實體ノ存スルヲ豫メ豫定シ居リ、旁々一切ヲ包容シ得ルガ如キ規定ガ技術的ニ困難ヲ極ムルニヨリ本案ヲ以テ己ムヲ得ザルモノトセリ

林委員

一、基本的人權トハ天賦ニ存在セルモノヲ確認スルノ意ナリヤ、或ヒハ本案ニ於テ初メ

テ權利ヲ與フルノ意ナリヤ

2. 第十條ノ前段ト後段ノ基本的人權ナル觀念ハ範圍ヲ異ニスルヤ

3. 第十四條ノ固有の權利トハ如何ナル意ナリヤ、固有ノ字句ヲ削除スルモ差支ヘナキ意ナリヤ

4. 侵してはならない、侵されない、保障する等種々ノ用例アルモ各々意味ヲ異ニスルヤ

5. 第二十條ノ自由を有するト自由を侵されないノ如キハ用法ヲ變スル意味アリヤ

樞密院

6. 自由トセル場合ト權利トセル場合トハ意味ヲ異ニスルヤ

7. 第十一條ノ自由及權利ト第十條ノ基本的人權トハ別異ノモノナリヤ

8. 第十一條ノ不斷の努力によつてこれを保持しなければならぬヲ削除シ、直ニ自由及び權利は濫用してはならないトスルヲ可トセザルヤ

9. 第十二條ノ幸福追求の權利トハ不可解ナル表現ナリ、之等ハ基本的人權ト範圍ヲ同

ジクスルヤ

10、第十一條前段ト第十二條ノ前段トハ意味ヲ異ニスルヤ

11、第十三條ニ關シ從來爵位ノミハ世襲ナリシガ本案ハ爵位ヲ認ムルヤ、位記ハ如何ニ取扱フヤ、又特權トハ如何ナルモノナリヤ、宮中席次ハ特權ナリト解スルガ如何

12、第十四條ノ第二項ノ意味及必要性如何、又全體トハ國民全體ガ國家社會全體ノ意ナリヤ尚第三項ハ、すべて選舉トハ選舉ノ全

樞密院

部ノ意ナリヤ、又投票ノ秘密トハ秘密投票ノ原則ヲ認メタルカ、或ヒハ記名投票ヲ爲スヲ得ザラシムルノ意ナリヤ、

13、第十五條ニ請願ノ場合ヲ列挙シアラザルハ全テ自由ナル意ナリヤ、司法權ニ對スル請願ヲモ許ス趣旨ナリヤ、

入江長官

1、本案ハ基本的人權ヲ創設スルノ意ニ非ズ第十條後段ヨリソノ内容ヲ具體化シタル意ナリ

2、然ラズ同一ナリ

3、公務員ノ性格ヲ特ニ表明セシムガ爲ニ用ヒタルガ、固有ヲ削除シ國民ノ權利トセバ、地方長官ガ公務員ノ選定、罷免ヲ爲シ得ザルニ至ルベキヲ以テ、固有ノ語ハ必要ナリ

4、語勢、口調等修辭上ノ見地ヨリ各々適當ナル語句ヲ用ヒタルナリ

5、第一項ハ積極面ヨリ、第二項ハ移住ガ本體ニ非ザル意ヲ表明スル爲消極面ヨリ表現スルヲ適當ナリト解シタルニ由ル

樞密院

6、自由トハ實體的ナルモノヲ表現シ、財産權トカ、特ニ憲法デ規定シ居ルモノヲ權利トセリ兩者ヲ併存シ可ナリト思料セリ

7、基本的人權トハ謂ハズ自由及權利ノ總稱ノ如キモノナリ

8、前段ハ特ニ「國民各自ガ」意ヲ強メタルモノナリ

9、現狀維持的ナモノニ對シ特ニ積極的ナルモノヲ表現セシムガ爲ナリ、併セテ戰時中ノ犧牲觀念ノ暗サヲ拂拭シ明朗ナル氣分ノ

表明ニ努メタリ、尙之ハ基本的人權ノ觀念
中ニ包含セラル

10. 第十一條ハ國民全體ノ立場ニ對シ第十二
條ハ國民個人ノ立場ニシテ若干ノ相異アルベシ

11. 爵位ハ第二項ニヨリ將來之ヲ認メズ、位記
ハ廢止セズ、特權トハ特別ノ内容ヲ有スル
利益ト解スルガ、宮中席次ノ如キハ特權ニ
非ザルベシ

12. 本條ハ公務員ノ本質ヲ示セルガ、公務員ハ

樞密院

國家社會全體ノ爲ニ常ニ奉仕スベキ心持
ヲ表明セリ、從テ道義的意義ヲ有スベキモ
亦各種法制ノ基準トモナルベシ、全體トハ
公務員ノ奉仕シアル團體ノ意ナリ

選舉ハ公務員ニ關スル選舉ノミヲ指ス、尙
秘密投票ノ原則ヲ示シタル意ニ非ズ

(午後十二時五分―午後一時半迄休憩)

入江長官

13. 第十五條ニハ「」の改正ノ次ニ、及其他の
事項に關シテ挿入スベク研究中ナレド、司

法裁判ニ關シ平穩ニ請願スルコトヲ禁ズ
ル要ナシト解スル

林委員

1、第二十條ニハ、公共の福祉に反しない限り
トノ制限アルニ對シ第十九條ニ制限ノ規
定ナキハ全然自由ニ委ヌル趣旨ナリヤ
2、第十九條ニ於テ檢閲ヲ禁ゼルモ、例ヘバ風
俗懷亂、安寧秩序紊亂ヲモ放任スルノ意ナ
リヤ

入江長官

樞密院

1、自由ト稱スルモ放恣ニ非ズ、規律アル自由
タルコトラ要スルハ自明ノ理ナレバ自ラ
制限アルモノト解ス

2、外部ニ表現セラレザル前ニ抑制スルハ言
論ノ自由ノ本旨ニ反シ不當ナリト解釋シ
タルニ由ル、外部ニ表現セラレタルモノガ
不法ナル場合ニハ警察力ヲ以テ取締ルヲ
可トス

林委員

1、第二十二條ハ社會組織ヲ個人主義ニ任セ

家族主義ヲ廢セントノ趣旨ナリヤ

2、家族に關する其の他の事項トハ何ゾヤ

3、第二十三條ハ個人尊重ノ立前ニ反スルコ

トナキヤ、又公衆衛生トハ社會ノ福祉ノ一

内容タルベキニ非ズヤ、尙、公共の福祉ト、社

會の福祉トハ同義ナリヤ

4、第二十四條ニ特ニ、法律の定めるところに

よりトセルハ特殊ノ意味ナリヤ

5、第二十五條第一項並ニ第二十七條第一項

ニコソ、法律の定めるところによりノ制限

樞密院

ヲ要スベキニ非ズヤ

入江長官及佐藤次長

1、家族制度ヲ正面ヨリ禁止セルモノニ非ズ

2、戸主ノ同意ヲ廢止スルが如シ

3、然リトハ解セス、社會ノ福祉ヲ目途トスベ

キ立法ノ方針ヲ示シタル意ナリ、公衆衛生

ノ觀念ハ貴見ノ通りナルが、特ニ關心ヲ拂

フベキ必要ヲ強調セル意ナリ、社會ノ福祉

ト公共ノ福祉トヲ別異ノモノトスルニ非

ズ

4. 教育制度ニ關シテハ勅令ヲ以テスル從來ノ慣習アリタルヲ以テ、今後ハ法律ヲ以テ規定スル旨ヲ明ホセル意ナリ

5. 各々第二項ノ規定アラバ足ルト解シタルニ由ル

松本國務大臣

1. 婚姻ハ兩性ノ自由ニ全然放任スルノ意ニハ非ズ、兩性ノ合意以外ノモノヲ以テ婚姻成立ノ要件トナスヲ得ザルノ意ナリ、但シ未成年者ノ婚姻ノ場合ニ於ケル戸主ノ同意スラ定メ得ストノ立法趣旨ニハ非ザルベシ

樞密院

林委員

第二十八條ノ法律の定めろ手續トハ刑事訴訟手續ノ意ナリヤ、第七十三條ノ手續トハ如何ナル關聯アリヤ、

佐藤次長

然リ、手續モ勿論法律デ定ム、第七十三條ノ手續トハ第二十八條ノ手續ノ細目ノ手續ノ意ナリ、

林委員

然ラバ民事訴訟ニ關スル第二十八條ノ如キ
規定ハ何條ナリヤ

奥野司法省民事局長

民事訴訟ニ付テハ特ニ明示セザルモ判斷可
能ナルベシ

入江長官

訴訟手續法ハ本憲法ニテハ規定ナシ、手續ヲ
當然法律ヲ以テ定ムベキヲ前提トシ居レバ
ナリ、從テ第二十八條ハ刑事訴訟ノ手續ヲ特

樞密院

ニ指稱シタルニ非ズ一般的ニ刑罰ヲ科スル
ハ法律ヲ以テ規定スルノ意ナリ

林委員

一、第二十九條ノ裁判所トアルハ現行憲法ノ
裁判官トアルヲ變更セルモノナルガ陪審
制度ヲ認ムルコトニ關シ大ナル差異アリ、
本條ノ趣旨如何

又、第三十條ノ司法官憲ノ範圍如何、巡查ヲモ
含ムモノトセバ、ソレノ發セル令狀ニテモ
逮捕セラレ得ベク、斯クテハ國民ノ權利ノ

保障ヲ害スルコトナキヤ

3. 第三十一條ノ規定ニヨレバ抑留ニハ正當ノ理由ヲ要セザルヤニ解セラル、ガ如何又抑留トハ現行司法々規ニ用例無キガ如何ナル觀念ナリヤ

4. 第三十二條ニ於テ要綱ニアリタル身體ノ語ヲ削除セル理由如何

5. 第三十四條ノ強制的手續トハ何ゾヤ、又國でこれを附する及公平な裁判所ノ夫々國及公平ノ語ハ不可解ナリ

樞密院

6. 第三十五條ノ唯一の証據トハ例ヘバ放火犯人が放火ヲ自白セル場合ノ如キ被告人ニ關スルコト被告人ノ唯一ノ自白タル場合ヲモ含ムヤ

7. 第三十六條ノ實行の時に適法であつた行爲トアルガ學說上放任行爲即チ無責任ナル行爲ハ如何適法ヲ無責任ト改メテハ如何

入江長官及佐藤次長

1. 裁判所トハ裁判官ヲ中心トスルノ意ニシ

テ趣旨ハ別段變改ナシ、陪審制度ニ關シテ
ハ目下研究中ナリ

2、權限を有する司法官憲ノ權限ハ法律ヲ以
テ規定スルモ、司法警察官ヲモ含ム意ナリ
3、第三十一條ノ「又ハ」且「フ」ノ意ニ解スルヲ
以テ貴見ノ如クニハナラズ、又押留トハ比
較的期間ノ短キモノ、拘禁ハ稍長キモノト
解ス

4、要綱ニ拘禁ノ語アリタルニ對應スルモノ
ナリシガ、第三十一條トノ重複ヲ嫌ヒ削除

樞密院

シタルニ由ル所持品ニ非ザルモノニ付テ
ハ第二十八條ノ大原則ヲ適用ス

5、強制的ニ呼ビ出シ得ルノ意ナリ、國でトハ
國費を以テノ意味ヲモ表現セシメ公平ト
ハ組織ガ公平ナル點ヲ強調センガ爲ニ使
用セリ

7、貴見尤モナルガ本案ニテハ常識的ノ表現
ヲ採用セリ

佐藤司法省刑事局長

6、他ノ傍証モナク、綜合認定ガ自白ノミナル

場合ハ有罪トナシ得ザルモノト解ス

7. 實行上無責任行爲ヲモ含ムモノト解ス

小幡委員

1. 國民ノ納税ノ義務ヲ明記スルノ要ナキヤ

2. 第十二條ノ「最大ノ尊重トアルヲ最良ノ考
慮ガ拂はれねばならぬ」ト改メテハ如何

入江長官

1. 納税ノ義務ハ第八十條ノ規定ヨリ推察シ
得ベシト解シ省略セリ

2. 考慮ス

樞密院

竹越委員

第二十條ノ國籍ノ離脱ハ國內ニ於テモ可能
ナリヤ

入江長官

然リト解ス

井坂委員

本官モ國民ノ權利主張ニ伴ヒ、義務觀念ヲ憲
法ニテ特ニ明記スルノ要アリト思料スルガ
如何

入江長官

責見尤モナルガ、義務ヲ強調セバ運用ニ過誤アルヲ惧レタルニ由ル

河原委員

1、第十八條ノ規定ハ宗教團體ガ政治權力ヲ固有スルノ感アリ

2、同條第三項ノ「國及その機關トアル機關ニハ學校ヲモ含ムヤ

入江長官

1、政治上ノ權力ヲ持ツベキニ非ザル意ナリ

2、然リ

樞密院

河原委員

1、然ラバ教育學、宗教學等ノ教授モ禁止セラル、ヤ

2、日本人ニハ宗教的情操ノ涵養ヲ極メラ必
要ナリト思料スルモ、宗教的活動ノ範圍如何

何

3、第二十四條ノ能力に應じてひとしくトハ
經濟的事由ニヨル就學上ノ困難ニ對スル
國ノ救済ヲ含ムト解シテ可ナリヤ

4、初等教育ノ無償ノ範圍如何

5. 第二十六條ノ團體行動とする權利ニ罷業權ヲ含ムヤ

入江長官

1. 然ラズ

2. 訓育的意味ノ活動ハ差支ヘナシ本條ハ特定ノ宗教ニ則シテ活動スル場合又宗教活動ニ關スル社會活動ヲ禁ズルノ趣意ナリ
3. 國ノ救済ハ含マズ
4. 授業料ノミナリ
5. 然リ

樞密院

河原委員

現在官吏ノ罷業權ヲ禁止スル立法ハ違憲トナラザルヤ

入江長官

罷業權ニモ各種ノ態様アリ、ソコニ又自ラ制限アルベシ

潮委員長

本日ハ之迄トシ閉會ヲ宣ス
(午後三時四十五分閉會)

帝國憲法改正案ノ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第五回審査委員會

昭和二十一年五月八日(水曜日)樞密院事
場所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

潮 顧問官

樞密院

審査委員

林 顧問官

竹越 顧問官

小幡 顧問官

野村 顧問官

井坂 顧問官

河原 顧問官

美濃部 顧問官

遠藤 顧問官

關屋 顧問官

幣原顧問官

大平顧問官

國務大臣

松本國務大臣

説明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

井手法制局事務官

今枝法制局事務官

渡辺法制局事務官

樞密院

佐藤司法省刑事局長

奥野司法省民事局長

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

午前十時半開會

潮審査委員長開會ヲ宣ス

前同ニ引續キ遠藤委員ヨリ日本國民ノ要件ヲ

規定スベキヤ否ヤニ付林委員ト略同様ノ質疑アリタルニ對シ松本國務大臣及入江法制局長官ヨリ夫々前同同様ノ答辯アリ次デ
遠藤委員

1. 藝妓職人徒弟ノ年季奉公、農山漁村ニ於ケル長期雇傭等モ第十六條ノ、奴隸的拘束ニ該當スルヤ又苦役ノ意義如何賦役ハ苦役ナリヤ

2. 第十九條ノ檢閲ニ關スル規定ハ法律ヲ以テスルモ檢閲ヲ行ヒ得ザルノ意ナリヤ

樞密院

非常事變ノ場合ニスラ檢閲不能トセバ運用上支障ナキヤ

3. 第二十二條ノ財産權ハ廣義ニ解スベキヤ、或ヒハ夫婦財産制ノ如キ狹義ノモノナリヤ

入江長官及佐藤次長

1. 奴隸的拘束トハ相手方ノ人格換言セバ權利主體タルコトヲ無視スルガ如キ拘束ノ謂ニシテ娼妓ハ該當スルモ其ノ他ハ右ノ趣旨ニ反セザル限り該當セザルベシ

又苦役トハ奴隸的拘束ニハ至ラザルモ精神的内體的ニ普通人ノ耐ユ可カラザル苦痛ヲ伴フモノト解ス。賦役其ノ他ニ付テハ右ノ標準ニ從テ判斷セラルベシ

2、法律ヲ以テスルモ檢閲ヲ爲シ得ザルノ意ナリ。運用上ノ支障無キヲ保シ難キモ檢閲シ得ルノ途ヲ拓クトキハ濫用ノ惧レアリ。本案ノ採レル人權尊重ノ立前ヲ明ニスル利益ト如上ノ不便ヲ比較衡量セル結果本案ニ決定シタル次第ナリ

樞密院

3、家ヲ中心トセル夫婦財產制ノ意ナリ

關屋委員

1、納稅義務規定ノ缺除ハ國民ノ納稅觀念ヲ弛緩セシムル惧レアリ

2、第十三條ノ門地ノ意義如何皇族タル身分ハ門地ナリヤ

3、第十四條ノ公務員ノ範圍如何

4、第十八條ノ國及その機關ニ私立學校ヲ含ムヤ

5、憲法改正ニ伴ヒ民法刑法等ニ大改廢ヲ要

スベキモ短日時ニ爲シ得ルヤ

6. 宮中席次ノ如何ニヨリテハ祭式典其ノ他ニ参列ノ能否アルヲ以テ一種ノ特權ト解スベキニ非ズヤ

松本國勢大臣

5. 不可能ト思料セラレ深ク憂慮シアリ

(午前十一時五十分―午後一時半迄休憩)

6. 宮中席次ハ榮譽ナリト解スル榮譽ト特權トハ別異ノ觀念ナリ

入江長官及佐藤次長

樞密院

2. 家柄ト解ス皇族タルノ身分モ門地ナリ

3. 公ケノ事務ヲ擔當スルヲソノ職務トスル者ヲ廣ク意味シ(公法的單純ナル雇傭契約ニヨル者ハ含マズ)

4. 本規定ハ直接私立學校ニ觸レタルモノニ非ズ

次ニ第四章國會ヲ議題ニ供ス

林委員

第三十七條ノ規定ニヨリ國會が唯一ノ立法機關ナルが憲法上ノ立法事項ノ範圍如何

入江長官

本案ニ於テハ全テ法規ヲ制定スルニハ國會ノ議ヲ經ザル可ラズトノ立前ヲ採リ、從來ノ如キ憲法上ノ立法事項テフ特別ノ觀念ヲ規定セズ、換言セバ國會ノ議ヲ經タルモノ即法律ナリ。

林委員

然ラバ法規トハ何ゾヤ、

入江長官

法規トハ國法ノ謂ニシテ、國法トハ新ナル權

樞密院

利義務ノ關係ヲ規律スル内容ヲモツモノナリト解ス

林委員

今日ノ法律中ニハ道義的準則ヲ内容トスルモノアリ、必ズシモ權利義務ノ關係ヲ定ムルモノニ限ラルルコトナシ

松本國務大臣

私見ニヨレバ權利義務ニ關スル定メハ必ズ法律ニヨラザル可ラザルガ(狹義ノ立法事項)法律ヲ以テ定メ得ル範圍ニハ制限ナキモノ

ト解ス、本案ハ後者ノ廣キ定メ方ニヨル、

林委員

權利義務トハ國民ノ權利義務ノ意ナリヤ

松本國務大臣

主トシテ然シ共國家機關、國家組織ニ付テモ
アリ得ベシ

林委員

權利義務ニ關スル規定ハ法律ヲ定ムル旨ノ
現行第九條ノ如キ一箇條ヲ挿入セバ法律事
項ノ範圍ハ明瞭トナルベキニ然カセザリシ

樞密院

理由如何

松本國務大臣

本案ニ於テハ自明ノ理ハ規定セズ、即チ法律
トハ一定ノ觀念ヲ前提セルモ、斯カル觀念ヲ
逐一規定スル立場ヲ採ラザリシモノナリ

林委員

委任命令ハ認メラル、ヤソノ根據タル規定
如何、又認メラル、トセバ條件乃至制限アリ
ヤ

松本國務大臣

現行法ニ於テハ委任ノ規定ナキモ實際上行ハレアリ、本案ニ於テモ第六十九條第六號ニヨリ認めラルコト明ラカナルベシ、尙委任命令ノ條件ニ付テハ適切ナル規定ヲ設クルコト困難ニシテ各個ノ場合ノ解釋ニ委ネ置クラ適當ナリト思料セリ

林委員

本官ハ屢説ノ如ク基本的事項ハ尠イモソノ大綱ヲ明文化シ置クラ後日ノ爲極メテ肝要ナリト確信ス

樞密院

松本國務大臣

全然無制限ニ放置スルハ不可ナルコト勿論ニシテ、立法ノ際豫想シ得ベキモノニ付テハ範圍ヲ限定シ置クベキモ、規定ノ仕方ニヨリテハ支障ヲ來ス場合アリ、能フレバ或程度自由ニ解釋シ得ル餘地ヲ殘シ置クカ最良ノ憲法ニ非ズヤト思料ス

林委員

例ヘバ第十九條ノ場合、出版内容ガ安寧秩序又ハ風俗壞亂ニ該當スルモノトシテ之ヲ處

斷スル司法處分ノ基礎法タル刑法ニ對シ最
高裁判所が違憲ナリトノ判決ヲ下サザルヤ
ヲ惧ル

松本國務大臣

第十九條ニヨリテ自由ヲ保障シアルモノ
内容が犯罪トナルベキモノヲモ保障スルコト
トハナラズ然ル場合ハ最高裁判所モ適當ニ
判斷スルコト必至ナリト思料ス

林委員

一、第三十九條ニヨレバ兩議院ニ差異アルモ

樞密院

ノト解シ難キモ如何

二、第四十條ノ規定アルモ猶參議院ニ職能代
表ヲ認メ得ル餘地アリヤ

松本國務大臣

一、兩議院ノ議員ニ付任期解散ノ有無選舉方
法等ニ差異アルノミナラズソノ資格並ニ
選舉人ノ資格ハ別々ノ法律ヲ以テ規定シ
得ルモノナレバ實質的ニ差異アラシムル
コト可能ナリ

二、第四十條但書ノ規定ニ反セザル程度ニ於

テ議員ノ資格ニ差異ヲ設クルバ可能ナル
ベシ

林委員

1. 第四十五條ニヨリ議員ノ歳費ヲ第七十五
條ニヨリ裁判官ノ報酬ヲ規定スルニ拘ラ
ズ一般官吏及ソノ他ノ公務員ニ付俸給ノ
規定ナキ理由如何

2. 第四十六條ニ現行法ノ如キ現行犯罪ノ場
合ヲ規定セザリシ理由如何

3. 第四十七條ニ現行法第五十二條但書ノ規

樞密院

定ヲ設ケザリシ理由如何

4. 第四十八條ノ國會常會ニ會期ノ定メナキ
理由如何又之ガ時日及期間ヲ決定スルハ
天皇ナリヤ解散ニ付テモ然リ

5. 第五十條ノ參議院緊急集會ノ權限如何

6. 第五十一條ノ爭訟トハ選舉訴訟及當選訴
訟ノ意ナリヤ

7. 第五十三條ノ會議ノ公開トハ委員會ヲモ
含ムヤ

8. 第五十五條ノ特別ノ定めトハ何レヲ指ス

ヤ

9. 法律案ニ兩院協議會ノ規定ナキ理由如何

(第五十五條)

10. 政府委員ニ關スル規定ナキ理由如何

11. 第六十條ノ罷免ノ訴追手續如何

入江長官

1. 國會ノ最高機關タル地位及司法權ノ獨立ノ見地ヨリ特ニ尊重ヲ拂フベキ意味ニ於テ議員及裁判官ニ付規定シタルニ過ギズ特ニ行政權ヲ輕視セル意ニ非ズ

樞密院

2. 現行法ト趣意ニ於テ差異ナシ議院法ニテ規律セバ足りルト解シタルニ由ル

3. 前號同様ナリ、但シ議員ノ院外ノ行為ハ議員タルノ行為ニ非スト解シソレニ對シテハ責ヲ負フベキハ當然ナルベキニ由ル

4. 議院法ニテ規定スル意ナリ、又常會臨時會ノ別ヲ問ハズ召集ノ主體ハ天皇ニシテ召集スベキヤ否ヤヲ內閣ガ決定スルノ意ナリ、解散ノ場合亦然リ

5. 臨時的國會ト同ジ作用ヲ營ムモノナリ

6. 然リ、手續ハ議院法ニテ定ム

7. 委員會ハ議院ニ於ケル會議ノ準備手續ナ
ルヲ以テ然ラザルモノト解ス

8. 第五十五條第二項及第九十八條ノ場合ナ
リ

10. 現行法ニ於テハ政府委員ハ權利トシテ發
言スルヲ得タルガ本案ニ於テハソノ要ナ
キモノト認メ議院法ニテ規定セントス
11. 判事彈劾法ニテ規定セントス

佐藤次長

樞密院

9. 第五十五條ト第五十六條ニテハ要件ヲ異
ニス、但シ議院法ニテ規定スルヲ妨ゲズ

小幡委員

1. 國會ノ會期ハ議會ガ之ヲ決スルヤ、或ヒハ
議會ト政府協議ノ上決定スルヤ

2. 第五十條ノ四十日、三十日ノ決メ方ノ基準
アリヤ、短キニ過ギザルヤ

3. 第五十七條ノ條約ノ承認ニハ批准ヲモ含
ムヤ、又批准ハ國會が行フヤ、内閣ナリヤ

4. 條約ノ國家代表者ハ天皇ナリヤ

入江長官

1. 會期ハ内閣ガ之ヲ決定ス、國政ノ運用上會期ヲ憲法上固定スルハ適當ナラストノ見地ヨリ議院法ノ規定ニ委ネハ(例ヘバ六ヶ月以内ノ如キ法律ノ改正ノミニテ變改可能ナラシメントス

2. 解散後長期間放置スルハ國會ノ性質上如何カト思料シ現行五ヶ月ヲ三十日ニ短縮シ又總選舉迄ノ三十日ノ期間ヲ四十日ニ延長セリ

樞密院

4. 然リ

佐藤次長

3. 第六十九條第三號ノ條約ノ締結トハ批准ヲ含メル意ナリ

潮委員長

本日ハ之迄トシ閉會ヲ宣ス

(午後三時四十五分閉會)

帝國憲法改正案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第六回審査委員會

昭和二十一年五月十日(金曜日)樞密院事
務所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

潮 顧問官

樞密院

審査委員

林 顧問官

小幡 顧問官

竹越 顧問官

野村 顧問官

井坂 顧問官

河原 顧問官

美濃部 顧問官

遠藤 顧問官

關屋 顧問官

幣原顧問官

大平顧問官

國務大臣

松本國務大臣

說明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

渡辺法制局事務官

佐藤(功)法制局事務官

奥野司法省民事局長

樞密院

佐藤司法省刑事局長

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時五分開會)

潮審查委員長開會ヲ宣ス

河原委員

1. 參議院、緊急集會トハ國會の「ルモ」ヤ

常置委員會的ナルモノヤ、

2. 第五十條第三項ノ効力失効ハ溯及スルヤ、

3. 第五十五條第二項ノ「これと異つた議決トハ否決ヲ含ムヤ、

4. 第五十六條ノ豫算ニ關スル兩院協議會ノ決定ハ直ニ議院ノ決定トナルヤ、

入江長官

1. 參議院トシテノ召集ナルガソノ結果ハ臨時_的ニ國會ト同一トナルモノナリ

2. 溯及セズ

樞密院

3. 修正及否決ノ意ナリ

4. 一旦各議院ニ戻シテ正規ノ議院ノ議決トナスモノナリ

美濃部委員

第三十七條ノ規定ハ左ノ二點ニヨリテ不合理、不可解ナル規定ナリ

1. 國會ハ國民ヲ代表スルモノナレバ最高機關ハ國民ニシテ國會ニ非ズ、況ヤ國會ハ憲法改正ノ權限無キニ於テオヤ

2. 國會ハ唯一ノ立法機關ト云フモ、憲法改正

ノ權限ナク最高法規タル條約ノ決定權モ
ナク委任命令モ内閣ノ權限ナレバ眞實ニ
反ス

松本國務大臣

ト貴見ノ國家ト離レテ法律的ニ國民ナル機
關アリトスルハ困難ナリ憲法改正ハ立法
上重大ナル故例外トセラルニ由ル

2. 憲法改正ハ例外ナルガ條約ニ付テハ國會
ノ議決が同意ナル形ニ於テ必要ナルヲ以
テ唯一トハ眞實ニ反スルコトナシ難シ

樞密院

美濃部委員

1. 第四十條ノ社會的身分トハ何ゾヤ公職追
放令該當者、受刑者、前科者、官吏等モ社會的
身分ニ非ザルヤ

2. 第五十一條但書ノ爭訟ノ判決決定方法ト
シテ議員ニ有利ナル判決ノ場合ハ過半数
不利ナル判決ノ場合ニハ三分ノ二トスル
ハ不合理ナリ

入江長官

1. 士族、華族、部落民等ノ如キ社會生活上ノ階

級觀念ヲ伴フモノヲ指シ、例示ノ場合ハ個
人的ノモノニシテ社會的身分ト稱シ難シ
2. 手續ヲ慎重ナラシムル意ナリ

遠藤委員

1. 第三十七條ニ付テ、條約、國會ノ解散、裁判等
各、國會同様最高ノ立場ニ立ツ機關アルヲ
以テ、國會ノミヲ最高機關トナスハ不可解
ナリ。

2. 兩院協議會ニ關シ法律案ト豫算案トヲ區
別スル理由如何。

樞密院

松本國務大臣

1. 全般的見地ヨリ政治的ニ國會ヲ最高ト解
シ何等ノ妨ゲナシト解セラル

2. 法律案ハ衆議院ノ再考ヲ促ス意味アルモ、
豫算案ノ場合ニ於テハ法律案ト同様ニヤ
バ不成立ニ終ル惧レアリ、要スルニ議案ノ
性質上本案ノ如キヲ相當トスベシ

(午前十一時五十五分—午後一時迄休憩)

潮委員長

1. 參議院ノ緊急集會ハ内閣ガ之ヲ要求スル

ヤ

2. 實際問題トシテ緊急集會ヲ緊急ニ開キ得ルヤ

3. 國會ニモ法律案ノ發案權アリヤ

4. 法律案ニ付テモ兩院協議會ヲ經シメテハ如何

入江長官

1. 然リ、國會ノ召集トハ異ルガ故ナリ

松本國務大臣

2. 數日間ハ要スベキモ實際上緊急集會ヲ要

樞密院

スベキ緊急ナル事態ニ於テハ參議院トシテハ斯クアルベキヲ豫想シ居ルコトハ想察ニ難クナキコトト思料セラル而シテ其ノ場合ノ定足數ハ國會ノ場合ト同様議員ノ三分ノ一ニテ可ナルベシ

3. 明文ナキモ法律案ノ提出者ヲ特ニ限定シ居ラザル趣旨ヨリ、國會モ發案可能ナリト解セラレ、議員法ニ於テ規定セララルベシ
4. 然カスルコトハ毫モ支障ナシト思料ス、本案ニ於テハ兩院協議會ヲ開カザル可ラズ

トナス趣意ニ非ズ

次で第五章内閣ヲ議題ニ供ス

林委員

1. 内閣ノ行フ助言及承認ハ行政權ノ中ニ含
マレノヤ

2. 行政權ノ主體ハ内閣デフ合議的組織ナラ
ンモ國務大臣ハ單獨ノ權限ヲ有スルヤ

3. 内閣總理大臣モ國務大臣ノ一員ナリヤ

4. 第六十二條ノ連帶ノ語ハ内閣カ組織體ナ
ルコトヨリ當然カクアルベキヲ以テ不要

樞密院

ニ非ズヤ

5. 國務大臣カ行政各部ノ行政權ヲ行フ場合
ノ責任ハ單獨ノモノナリト思料セラルノ
ガ然ル場合ノ責任ト解セラレザル虞ナキ
ヤ

6. 内閣ノ國會ニ對スル責任ノ本質如何
ク參議院ハ規定上不信任決議ヲ爲シ得ザル
ガ如キモ、若シ然ラバ内閣ノ參議院ニ對ス
ル責任ハ無意味ニ非ザルヤ

8. 内閣カ國會ニ對シテ責任ヲ負フナレバ、天

皇ニ對シテモ法律上(憲法上)ノ責任ヲ負フ
ベキニ非ズヤ

9. 第六十四條ノ內閣總理大臣ノ任命ニ國會
ノ承認ヲ要スルナラバ、罷免ニモ然スベキ
ニ非ズヤ

10. 第六十六條ニ關シ總選舉ノ結果與黨カ絶
對多數ヲ得タル場合ニモ總辭職ヲセザル
可ラザル理由アリヤ

11. 內閣總理大臣任命セラル、モ必ズシモ內
閣ハ成立セリトナスヲ得ザルヲ以テ第六

樞密院

十七條ノ規定ハ不合理ニ非ズヤ
入江長官及佐藤次長

1. 然リ、

2. 然リ、國務大臣ハ內閣ノ一員トシテ行政權
ヲ行フモノナレバナリ

3. 然リ、

4. 特ニ明瞭ナラシメタル意ナリ

5. 各部ノ行政モ內閣テフ合議體ノ意思ニ從
フモノナル以上、內閣トシテノ責任ハ免ル
ベキニ非ズ

9. 兩者ノ重要度ヲ異ナルモノト解シタルニ
由ル

松本國務大臣

5. 國務大臣が單ニ行政長官トシテノ場合ニ
於テハ內閣ノ國會ニ對スル責任テヲ觀念
ハ成立セザルベシ例ヘバ政會ノ委任ヲ以
テ各省ヨリ省會ヲ發シ居ルカ如キ場合ナ
リ。

6. 政治的意義ノ責任ト解ス
ク參議院モ不信任決議ヲ爲スヲ妨ゲズ從テ

樞密院

參議院ニ對シ責任アルハ當然ナルカ衆議
院ニ對スルカ如ク解散ヲ爲シ得ザルノミ
8. 天皇ニ對シ德義上ノ責任ヲ負フベシトナ
スハ支障ナキモ制度トシテハ政治上ノモ
ノトシテ國會ニ對スル責任ノミニテ足ル
ベシト解セラル

10. 然ル場合ハ再指名ヲ受クルコト當然ナル
ベキモ一應切ラ付ケ新議會ニヨリ指名
セシムルヲ適當ナリト解シタルニ由ル
11. 貴見尤モト解セラルモ本案ニ於テハ內

閣總理大臣ガ二人在ルコトヲ特ニ避ケン
トセルモノニシテ實際上然ル場合ハ當然
内閣モ組織セラレ居ルモノト見テ差支ヘ
ナシ

林委員

1. 第六十九條第一號ノ誠實ナル字句ハ不要
ニ非ズヤ
2. 同條第四號ノ意味如何
3. 政會以下ノ法規ニ付テハ同條第六號ニ明
文ナキモ如何

樞密院

4. 同條第七號ノ恩赦ハ裁判ノ效果ヲ變更或
ヒハ消滅セシムル重大ナル意義アルニモ
拘ラズ之ヲ内閣一存ニテ決定スルハ不穩
當ニ非ズヤ
5. 特赦トハ刑ノ執行免除ヲ本體トスルモノ
ナレバ重複セルニ非ズヤ

入江長官

1. 特ニ行政ハ法律ニヨル行政ナル趣旨ヲ強
調スル爲ニ使用セリ
2. 官吏ニ關スル事務ノ基準ハ必ズ法律的基

準ニ從フベシトノ意ナリ

3. 法律ノ委任ニヨル

佐藤次長

4. 天皇ノ國務ノ範圍トシテハ多少個々の具體的ノ處分行爲ニ傾ク嫌ヒアリト目シタルニ由ルモ、必ズシモ輕易ナリトセハ趣意ニ非ズ

5. 新見地ヨリ考究シタル意味ニ過ギズ積極的理由ナシ

遠藤委員

樞密院

1. 條約ノ批准者締結者何レモ内閣ノ由ナルガ同一人ニテ支障ナキヤ

2. 條約ニ對シ國會が事後ニ承認ヲ與フレバ承認が批准ヨリ先ニ行ハルコトナルモ不都合ニ非ザルヤ、又此ノ場合承認ヲ與ヘザリシ場合ハ如何

佐藤次長

1. 批准ハ實際的ニハ全權委員ノ署名セル條約ニ内閣が批准スルト解シ居リ別段支障ヲ認メズ

2. 批准ナシニ行ハルノ場合多キヲ豫想セル
ニ由ル

松本國務大臣

2. 國會が事後承認ヲ與ヘザリシ場合ニハ條
約ハ有效ナルモ觀念的ニハ國會ニ對スル
責任ハ殘ルモノト考ヘラル、但シ實際的
ニハ國會ト内閣ハ一體タルベキ立前ナレ
バ支障ハナカルベシ

潮委員長

本日ハ之迄トシ閉會ヲ宣ス

樞密院

(午後三時二十五分閉會)

帝國憲法改正案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第七回審査委員會

昭和二十一年五月十三日(月曜日)樞密院
事務所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

潮顧問官

樞密院

審査委員

林顧問官

小幡顧問官

野村顧問官

河原顧問官

美濃部顧問官

遠藤顧問官

關屋顧問官

大平顧問官

缺席者

審査委員

竹越顧問官

井坂顧問官

幣原顧問官

國務大臣

松本國務大臣

説明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

宮内法制局事務官

樞密院

今枝法制局事務官

渡辺法制局事務官

奥野司法省民事局長

佐藤司法省刑事局長

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時開會)

潮委員長開會ヲ宣シ第六章司法ヲ議題ニ供ス
林委員

本案ニハ陪審員ニ付規定スル所ナキモ如何
佐藤法制局次長

憲法ノ明文ニハ之ヲ置カザルモ現行法ニ於
ケルガ如キ制度ハ認めラルルモノト思料ス

林委員

本案ハ民主主義ヲ汲メル本來ノ意味ノ陪審
員ヲ認ムル趣旨ナルカ

入江法制局長官

樞密院

憲法直接ニ規定セザルモ新憲法ノ下ニ大體
アメリカ式ノ陪審制度ガ實施セラルルモノ
ト考フ

林委員

然ラバ陪審制度ヲ認めザルモ可ナルカ

松本國務大臣

然リ現行憲法ノ下ニ於テハ本來ノ陪審制度
ヲ實施スルハ困難ナルモ新憲法ニ於テハ之
ヲ認め得ベク又之ヲ實施セザルモ可ナリ而
シテ之ヲ實施スルニ付テハ必ズシモ英米法

ニ做フコトナクタラ陪審員ノ意見ハ参考的
ニ聽ク程度ニテ可ナリト考フ

林委員

行政裁判、労働裁判、交通裁判等特殊ノ知識經
験ヲ有スルモノガ裁判スルヲ適當トスルモ
ノニ付特別裁判所ヲ設クルハ理由アリト思
料スルモ第七十二條第二項ニ於テ凡テ特別
裁判所ハ之ヲ認メザルモノトスル趣意如何

松本國夢大臣

第七十二條第二項ハ行政機關ガ終審トシテ

樞密院

デナク裁判スルヲ妨グルモノニ非ズ特許局
ニ於テ特許審判ヲ行ヒ又例ヘバ厚生省デ勞
働審判ヲ行フガ如キヲ認メザルニ非ズ但タ
終審ハ裁判所ニ於テ爲スコトヲ要スルノミ

林委員

違警罪即決處分ハ實質上警察署長ガ裁判ス
ルモノナルガ終審ニ非ザルモノトシテ新憲
法上モ差支ナキモノナルカ

佐藤司法省刑事局長

新憲法ノ明文ニハ反セズト思料スルモ新憲

法成立ニシテハカ、ル特別ノ裁判ハ認メザ
ルコトナルベシ

林委員

裁判官ノ懲戒裁判ハ何レノ裁判所ニ於テ之
ヲ爲スカ

入江法制局長官

特別ノ統治關係ニ在ル官吏等ノ懲戒ハ單純
ナル行政機關ガ爲シ得ルモノト考フ但テ裁
判官ハ別異ノ取扱ト爲シタルノミ、通常ノ場
合ハ茲ニ云フ司法權ト考ヘズ

樞密院

林委員

第七十三條ニ關シ本案ハ檢察廳ニ付如何ニ
考フルカ又同第二項中ノ規則ノ意義如何
佐藤司法省刑事局長

檢察廳ニ付テハ憲法上明文ナク之ヲ如何ニ
組織スルカハ研究中ナリ即チ現制ノ如ク檢
察廳ヲ裁判所ト一ニスルカ又ハ之ヲ全然獨
立シテ檢察廳法ヲ以テ其ノ組織ヲ定ムベキ
カ未ダ方針定マラズ法律調查會等ニ於テ審
議ヲ進メ成案ヲ得度シト考フ第二項ノ裁判

ハ第一項ノ裁判ヲ受ケタルモノニシテ裁判
所ニ於テ檢察官ガ活動スルニ際シ裁判所ノ
定メタル規則ニ從フベキモノトシタルナリ
入江法制局長官

檢察官ハ特別ノ地位ヲ有スルニ鑑ミ第一項
ニ加ヘ宣言的ニ第二項ヲ置キタルモノナリ

林委員

第七十四條ニ關シ公ノ彈劾ノ理由如何

奥野司法省民事局長

判事彈劾法第六十條第二項ニヨリ理由ヲ定

樞密院

メントス米國等ノ立法例ハ多クノ場合當該
裁判官ガ犯罪等アリタル際ニ彈劾セラハ
モノトセラレタリ

林委員

第七十五條ノ罷免ハ彈劾ノ一種ナリヤ

奥野司法省民事局長

全然別ナリ

林委員

最高裁判所ノ權限第七十七條第二項ノ重大
ナルニ鑑ミ其ノ裁判官ヲ内閣デ任命スルハ

司法權ヲ尊重スル所以ニ非ズト思料スルモ如何

入江法制局長官

内閣デ一應任命スルモ第七十五條第二項ノ國民ノ審査ニ付スルモノニシテ司法權ヲ獨立シ及之ヲ民主化スル上ニ於テ議會ガ裁判官ヲ指定スルヨリ適當ナルベシト思料ス

松本國務大臣

最高裁判所ヲ議會カラ獨立セル趣意ニ由リ裁判官ノ任命ハ内閣之ニ當リソノ適否ヲ國

樞密院

民ニ直接審判ヤシメントス此ノ觀點ヨリ重要裁判ノ評議ハ公開スルヲ可トスベク本憲法亦之ヲ妨ゲルモノニ非ズ

林委員

裁判官ノ有能無能ハ世人ノ能ク知ル所ニ非ザレバ本條ノ運用ニ付テハ多大ノ疑惑ヲ抱ク裁判官ニ付年令員數ノ制限ノ外特殊ノ資格ヲ認ムルカ

入江法制局長官

憲法上直接ノ規定ナキモ法律ヲ以テ其ノ任

用資格ヲ定メントス第六十九條第四號ニ於
テハ行政官ト司法官トノ間ニ別ニ差異ヲ設
クル趣旨現ハレザルモ現制ニ於ケルが如キ
特別ノ資格ヲ必要ト考フ

林委員

第七十六條ニ關シ最高裁判所ハ何ヲ基準ト
シテ下級裁判所ノ裁判官ノ名簿ヲ作成スル
ヤ内閣ノ任命ハ名簿ノ中ヨリ銓衡スルモノ
ナルカ又ハ銓衡ノ餘地ヲ置カズ其ノ儘任命
スルモノカ

樞密院

奥野司法省民事局長

最高裁判所ノ中ニ下級裁判所ノ裁判官ニ關
スル調査局ノ如キ機關ヲ設ケ其ノ研究ニ基
キ名簿ヲ作ルコトナルベク内閣が任命ス
ル場合ハ名簿ノ中ヨリ選ブカ又ハ名簿ノ儘
任命スルカハ未ダ決定セズ

林委員

司法省ハテクナルカ

奥野司法省民事局長

米國等ニ於テハ檢事總長が司法大臣ヲ兼ね

少クモ檢察關係ニ付テ司法省ハ存在ス之ニ
對應シ之ト獨立シテ最高裁判所ガ存在シ人
事ノ調査等ノ機關ヲ附屬スルコトナルベ
ク其ノ司法省トノ關係ヲ如何ニスルカハ今
後ノ研究ニ屬ス

林委員

第七十七條ニ付最高裁判所ハ條約ガ憲法違
反カ否カニ付テ決定權ヲ有セザルカ

入江法制局長官

條約ハ對外的關係ヲ伴フニ依リ憲法ニ適ス

樞密院

ルカ否カラ裁判スルノ途ヲ開カズ

林委員

命令ヤ處分ガ法律ニ違反シタル場合如何
入江法制局長官

第七十七條ハ憲法ト他ノ法令トノ關係ニ重
キヲ置キ命令ヤ處分ニ付テハ當然裁判所ガ
個々ノ事件ニ關聯シ判定權アリト思料ス

松本國務大臣

命令ガ法律ニ違フ場合當然裁判所ニ判定權
アリ法律ガ違憲ナルコトヲ裁判所ガ決定ス

ルコトヲ得ザルコトハ一般ニ認めラルル所
ナルガ本憲法ハ之ヲ可能ナラシメタルモノ
ナリ而シテ之ガ運用ニ付テハ私見トシテハ
事案ヲ具體的ナ事件ヨリ引離シ最高裁判所
ニテ判定シ而シテ具體的ナ事件ヲ當該下級
裁判所ニ於テ裁判スルヲ可トスト思料ス

林委員

第七十七條第二項ト憲法違反ノ法律ヲ無効
トスル第九十四條トノ關係如何

松本國務大臣

樞密院

第九十四條ハ第七十七條第二項ト相對應スルモノ
ニシテ第七十七條ノ二項ニ依リ九十四條ノ内容ヲ判
定スルモノナリ九十四條ニ條約ヲ省キタルガ他國ト
ノ關係ハ一國ニ於テ破毀ニ得ザルガ故ナリ

林委員

第七十七條第二項ハ具體的ナ事件ヲ判斷ス
ルニ當リ必要ニ應ジ判定スルモノナルカ又
ハ特殊ノ事件ニテ關係ナク法律等ノ違憲性
ヲ判定シ得ルモノナルカ

松本國務大臣

第九十四條ノ規定ニ拘ラズ一應ハ有効ト認
メラレ之ニ争アル場合最高裁判所ニ於テ違
憲ナリヤ否ヲ決定スルモノナリ

林委員

第七十八條但書ニ關シ政治ニ關スル犯罪ニ
ハ政治上ノ秩序破壊ト政治上ノ動機ニ基ク
犯罪トノ二種アリ何レヲ意味スルヤ

佐藤法制局次長

前者ヲ中心トスルモ兩方ヲ含ミ得ルモノニ
シテ具體的ニハ法律ヲ以テ明カニセントス

樞密院

林委員

出版物ニ關スル犯罪ヲ公開スルハ犯罪トシ
テ罰シテ却テ之ヲ世上ニ流布スル結果ヲ
來スノ不都合ナキヤ

佐藤司法省刑事局長

公開ノ結果公序良俗ヲ維持スルコト難キ惧
アル場合ハ刑事訴訟法等ニヨリ憲法ニ反セ
ザル程度ニ於テ之ヲ制限スルノ途ヲ講ゼン
トス

松本國務大臣

但書ノ趣意ハ非常ニ廣ク解スルニ及バズ而
モ公開ノ内容ヲ文章トシテ出版スルコトハ
別ノ犯罪トナリ得ベク之ニハ一定ノ制限ヲ
附シ得ルモノト思料ス

河原委員

1. 第七十七條ノ第一項ト第二項トノ關係如
何

2. 法律等カ違憲ナルヤ否ハ事件ヲ離シ單獨
ニ判定シ得ルカ

松本國務大臣

樞密院

1. 第一項ト第二項ノ關係ハ別ノコトト見テ
差支ヘナシ即チ第一項ハ最高裁判所ハ終
審ナルコト第二項ハ法律等カ違憲ナリヤ
否ヲ判定スルハ最高裁判所專屬ノ管轄ヲ
有スルコトヲ定ム下級裁判所ニ於テモ違
憲ナリヤ否ハ判定シ得ルモノノ場合ニハ
結局上訴セラレ最高裁判所ニ於テ決定セ
ラルルモノナリ

2. 事件ヲ離シテ判定スルハ果シテ司法權ノ
作用ニ含まルルカ疑アリ結局事件ニ關聯

シテ之ヲ決定スルヲ要スベシ

美濃部委員

第七十二條中司法權ハ民事及刑事ノ裁判權
ニ理解スベク之ニ含マレザル行政事件ノ裁
判ニ付テハ如何ニ爲サントスルカ

松本國勢大臣

司法權ノ解釋ヲ民事及刑事ノ裁判權ニ限ル
ハ現行憲法及之ニ基ク法令ノ解釋ニシテ凡
ソ法律關係カ公法的ノモノナルカ又ハ私法
的ノモノナルカハ極メテ不明瞭ナレバ苟ク

樞密院

モ權利ノ保護ニ關スルモノハ司法權ノ作用
ト解シ得ベク本案ハコノ觀念ニ立ツモノニ
シテ從テ第七十二條第一項ヨリ行政事件
ノ裁判モ最高及下級ノ裁判所ニ於テ之ヲ行
フモノトス

美濃部委員

然ラバ茲ニ司法權トハ廣ク裁判權ノ意ナリ
ヤ即チ一切ノ裁判ガ總テ之ニ含マルルヤ

松本國勢大臣

苟クモ國民ノ權利義務ニ關スル法規ノ解釋

ニ依ル裁判ナレバ司法權ノ作用ニシテ從テ
第七十二條第二項ニ依リ別ニ特別裁判所ヲ
置カザルナリ

美濃部委員

然ラバ學生ハ本案ノ第二十四條ニ依リ教育
ヲ受クル權利ヲ有スルガ退學ヲ命ゼラレタ
ルトキ訴訟スルコトヲ得ルヤ

松本國務大臣

退學等ニ救済ヲ與フルヤ否ヤハ立法ノ問題
ニシテ自ラ別問題ナリ

樞密院

美濃部委員

第七十二條第二項ノ終審ニ非ザル裁判ハ司
法權ニ含マレザルヤ含マズトスレバ同條第
一項ノすべトアルニ反スルモ如何

松本國務大臣

第二項ハ例外ナリ

美濃部委員

許願ノ裁決ヲ以テ確定スルコトヲ許サザル
カ

松本國務大臣

權利義務ニ關シ法律上ノ解釋ニ依リ決スル
モノハ實質的裁判ニ當リ行政機關ニ於テ最
終的ニ判決スルコトヲ得ザルモ裁判處分ニ
關スルモノハ行政機關ニ於テ之ヲ確定スル
コトヲ得

美濃部委員

然ラバ如何ナル行政事件ヲ以テ出訴シ得ル
モノト爲スカ

松本國務大臣

出訴シ得ル事項ハ限定スルコトトシ立法ニ

樞密院

當テ之ヲ定メントス

(正午——午後一時休憩)

美濃部委員

行政裁判モ司法權ノ一部ナリトセバ第五十
一條及第六十條ノ彈劾裁判ノ如キモ司法權
ノ作用ニシテ即チ國會ガ司法權ヲ行フモノ
ト解スベキカ即チ此等ハ第七十二條ノ例外
規定ナルカ

入江法制局長官

行政ニ關スル裁判ガ總テ司法權ニ屬スルカ

ハ明瞭ナラズ選舉訴訟當選訴訟ノ如キハ司法權ト謂ハンヨリ行政的性質ヲ帶ビタルモノト思料ス彈劾裁判モ國民ノ權利義務侵害ニ對スル爭テラザルガ故ニ實質的ナル司法權ノ作用ニ入ルルコトハ無理ナルベシ

美濃部委員

海員審判所簡易保險審查會ノ如キハ第七十二條第二項ニ反スルモノナルカ

松本國務大臣

海員懲戒ノ如キ特殊ノ關係ニ在ルモノノ懲

樞密院

戒ハ司法權ノ觀念ヲ以テ解セラルベキニ非ズ簡易保險審查ハ單ニ中間的手續ニ過ギズ一般國民ノ權利義務ニ關スル事件ハ司法權ニヨリ判定セラルルモ特殊ノモノハ自ラ別ナリ

美濃部委員

町村ノ境界爭ノ裁定ハ如何ニ爲スカ

松本國務大臣

法人ト法人ノ權利義務關係ニ付テハ等シク裁判所ニ於テ最終的ニ決セラルベキモノト

思料ス

美濃部委員

1. 裁判所ノ中ニハ陪審員モ含ムカ然リトセ
バ第七十二條第三項ノ裁判官ニハ陪審員
モ含ムヤ

2. 同項ノ法律ニハ命令ヲ含マザル意ナルカ
入江法制局長官

1. 裁判官ニハ陪審員ヲ含メズ

2. 第三項ノ法律ハ形式的ノ意味ノ法律ニシ
テ命令ヲ以テ裁判官ヲ拘束スルハ適當ナ

樞密院

ラズトノ趣旨ニ依リ法律ノミヲ掲ゲタル
モノニシテ從テコノ法律中ニハ解釋上其
ノ延長タル委任命令ヲ含ムモノナリ

美濃部委員

第七十七條ハ命令規則處分迄モ掲ゲルニ第
七十二條ハ裁判官ガ憲法法律以外ニ拘束ヲ
受ケザルコトトス兩條ノ關係如何

入江法制局長官

第七十二條ハ司法權獨立ノ趣旨ヲ以テ特ニ
之ヲ掲ゲタルモノナリ

遠藤委員

新憲法ニ於ケル裁判所ノ構成ヲ問フ

松本國務大臣

個人的構想トシテハ最高裁判所ハ裁判官ノ
員數ヲ現在ノ大審院ヨリ少クシテ之ニ助手
ヲ配シ更ニ事務局ヲ設ケ下級裁判所ハ控訴
院ヲ強力ニシテ行政事件ハ其ノ管轄トスル
外概テ現行通ト爲サントス

遠藤委員

現在ノ行政裁判所ハ特別裁判所ニ非ズ一種

樞密院

ノ行政官廳ナリト思料スルモ如何

松本國務大臣

本案ニ於テハ現在ノ行政裁判所ノ職權ハ司
法權ノ作用トナルモノナリ

遠藤委員

訴願ノ如キハ司法權ノ範圍外ト考ヘテヨキ
カ

松本國務大臣

權利義務ノ決定ニ關スル裁判的意味ヲ持ツ
モノハ終審トシテニ非ヤル限り行政機關ニ

於テ裁判スルモ差支ナク其ノ司法權ニ屬ス
ルヤ否ヤハ憲法ノ運用ニ付問題トナルコト
ナシ

遠藤委員

然ラバ行政裁判所ハ新憲法ノ下ニ於テモ存
續シ得ベク本官ハ終審トシテデナク之ヲ存
置スルコトヲ希望ス

松本國務大臣

憲法上ハ差支ナシト考フルモ之ヲ存置スル
要ナシト思料ス

樞密院

遠藤委員

第七十五條ニ關シ内閣ノ任命シタル者ニ付
國民ノ審査ニ付スト云フハ實際ニ於テ不能
ナルベシ評議ヲ公開スルモソノ構成裁判官
が適任ナリヤ不適任ナリヤハ國民ニハ不明
ナリ不明ナル者ニ判斷セシムルハ弊害ヲ來
スノミナレバ寧口此ノ制度ハ廢止スルニ如
カズト思料ス尚第七十八條但書ニ關シ國民
ノ權利例ヘバ第二十三條ニ關シ裁判ヲ公開
スルハ弊害ヲ伴フコトアリト認ムルモ之ヲ

削除シ得ザルカ

松本國務大臣

政府原案トシテハ削除ノ意ナシ

關屋委員

第七十五條第四項ノ報酬ハ通常ノ官吏ノ俸給ト異ナルカ特ニ之ヲ規定シタル理由如何議會ガ之ニ關與シ得ザル意ナリヤ

入江法制局長官

官吏ノ俸給ト同一ノ觀念ナルガ裁判官ハ獨立ノ見地ヲ以テ憲法上特ニ之ヲ保障シタル

樞密院

ト在任中減額セザル保障ヲ與ヘタルノ二點ニ意義ヲ有ス國會ノ審議權ヲ拘束スルト云フ意味ニ非ズ

松本國務大臣

新憲法ハ現在ノ大權ニ基ク既定ノ歳出ニ關スル規定ヲ缺クガ故ニ國會ハ行政官ニ付其ノ俸給ヲ減ジ得ルモ裁判官ニ付テハ一定ノ報酬ハ國庫ノ義務ニシテ若シ定額ガ豫算ニ計上セラレズ一定ノ報酬ヲ受ケ得ザルトキハ司法上ノ保護ヲ求メ得ベク從テ現行憲法

第六十七條ニ於ケルト結果ニ於テ同様ナリ

潮委員長

行政事件ニ關スル裁判ノ機構ハ如何ニスル
カ

松本國務大臣

行政事件ヲ扱フニ應ハシキ控訴院一ニ箇所
ニ行政部ヲ置キ最高裁判所ニ付テハ特ニ行
政部ヲ置カズ適當ナル判事ヲシテ事件ヲ擔
當セシムルコトト爲サントス

潮委員長

樞密院

行政事件ノ裁判官ノ資格ハ如何ニスルカ

松本國務大臣

裁判所ニ行政部ヲ置キ行政裁判ヲ行フコト
トナレバ現制ニ於ケル判事ノ資格ノミナラ
ズ永ク行政官ノ職ニ在リタル者ヲ採用スル
ヲ適當トスト考フ

次ニ潮委員長ハ第七章財政ヲ議題ニ供ス

林委員

第八十二條ニハ每會計年度ノ豫算トアリテ
次年度ニ亘ルモノハ組ムコトヲ得ザルガ如

シ現行憲法ニ於ケルカ如ク繼續費ノ制度ハ
認メラレザルカ

入江法制局長官

第八十二條ハ現行憲法ノ第六十條ト趣旨ヲ
同ジクシ從テ每會計年度ト云フハ例外的ニ
數年ニ亘ルモノノ存在ヲ否定シタル趣旨ニ
非ズ繼續費ニ關シテハ會計法中ニ規定スル
コトトシタシ

林委員

現行法ノ豫算外支出即チ豫備費ヲ以テ賄ヘ

樞密院

ザル場合ノ支出ヲ許サザルカ

入江法制局長官

第八十三條ハ豫見シ難キ豫算上ノ不足ハ必
ズ豫備費ヲ以テ支出シ他ニ責任支出ヲ認ム
ルコトナシ

松本國務大臣

新憲法ハ國會ノ議決ニ重キヲ置キ前年度剩
餘金アルモ責任支出ヲ認メズ新制度ニ於テ
ハ實際上議會ノ召集繁ク且會期永カルベキ
ヲ以テ不都合ノコトナシト思料ス尙第五十

係ノ規定モ存スレバ責任又出ラ認ムルノ要
ナシト思料ス

林委員

豫算不成立ノ場合ノ措置如何

入江法制局長官

特別ノ規定ヲ設ケズ然レバ直ニ議會ヲ開キ
豫算ヲ成立セシムルノ外ナシ議會ノ開會ニ
至ル迄ノ措置トシテハ會計法ニヨリ假豫算
ノ制ヲ設ケヌハ豫備費ノ繰越使用ヲ認ムル
等ニヨリ半月乃至一月ノ措置可能ナルベシ

樞密院

松本國務大臣

前年度豫算踏襲ノ制ハ外國ヨリノ攻撃モア
リ實際上モ必ズシモ適當ナラザルガ故ニ之
ヲ廢シ寧ロ會計法ニ於テ適宜ノ方途ヲ講ズ
ルヲ可トス

林委員

債務ヲ負擔スル條約ニ付第八十一條ト第六
十九條トノ關係如何

入江法制局長官

條約中ニ債務ヲ負擔スルモノアルトキニ付

テハ目下研究中ナルが第六十九條三號が第
八十一條ノ特例ヲ爲スモノナリト解ス

林委員

第八十四條ニ付世襲財産ノ決定ハ何ニ基キ
テ之ヲ爲スカ

入江法制局長官

世襲財産ノ決定ハ皇室財産法ニ規定シ其ノ
範圍ハ政府ト宮内省ニ於テ決定シ得ル如ク
爲サントス現在ノ世傳御料ハ即チ世襲財産
ニ非ザルモ實體ニ於テハ世傳御料ト同様ナ

樞密院

リ

林委員

世襲財産以外ノ皇室財産ヲ凡テ國有トスル
ハ妥當ナラズト思料スルモ如何

松本國務大臣

茲ニ所謂財産ハ御身邊ノ道具ノ如キヲ含マ
ズト解スルヲ相當トシ之ヲ條夫ニ明定セザ
ルモ精神上ヨリ斯ク解スルコト可能ナルベ
シ尚第八十一條ト第六十九條トノ關係ニ付
例ヘバ國ガ賠償條約ヲ結ブトキハ第六十九

係ノ規定ノ如ク議會ノ事後承認ヲ求ムル場合アリ而モ債務ヲ負ヒタル以上ハ如何トモ致シ難キニ由リ結局第六十九條が優先スルコトトナルナリ

林委員

第八十四條ニ關シ法律ヲ定メる皇室ノ經費ノ意味如何

入江法制局長官

内廷儀禮下賜ノ費用ノ如キヲ謂ヒ此等ハ皇室ノ支出トシテ限定的ニ豫算ニ計上セラレ

樞密院

國會ノ同意ヲ要スルナリ

林委員

1. 第八十五條ニ關シ公ノ支配ニ屬スルト否トハ何ニヨツテ決スルカ

2. 本條ノ立法趣旨如何私立學校ニ補助アリヤ

入江法制局長官

1. 法令ノ根據ニ依リ國又ハ公共團體が指導監督スル關係ヲ公ノ支配ト云フ

2. 本條ノ立法趣旨ハ感情ニ訴ヘル事業恩恵

ヲ施ス事業ハ私ノ關係ニ於テ爲スベキモノニシテ公ニ之ヲ爲スハ思フ賣ルノ結果トナルニ由リ權力ノ色彩ナキ者ヲシテ自由ニ爲サシムルコトトス而シテ私立學校ハ私立學校令ニ基キ國家ノ特別ノ監督ニ服スルヲ以テ公ノ支配ニ屬シ從テ之ニ對シ補助ニ得ルモノナリ

林委員

第八十七條ニ付國會及國民ニ對シト書分ケタル理由及他ノ國政一般カラ之ヲ引離シ特

樞密院

ニ國ノ財政狀況ヲ報告セシムルコトトシタル理由如何

入江法制局長官

財政關係ハ直接國民ノ負擔ニ關係アレバ國會ノ外ニ國民ノ字句ヲ入レヌ財政狀況ニヨリ國政一般が察知セラルルニ由リ特ニ之ヲ報告セシムルコトトス

松本國務大臣

個々ノ政治狀況ハ新聞其ノ他ノ報道等ニ由リ明ナルモ財政狀況ハ然ラザルが故ニ一回

報告ノ要アリトス尚第八十五條ハ素性ノ知
レザル事業等ニ對シテ公金等ヲ支出シ得ザ
ル原則ヲ示シタルモノナリ

河原委員

第八十三條中、内閣ノ責任ビト云フ趣旨如何
入江法制局長官

單ニ道義的意味ノミ

河原委員

第八十四條ノ皇室財産ノ意義如何

入江法制局長官

樞密院

世襲財産ヲ意味シ前段ノ皇室ノ財産トハ別
ナリ而シテ前段ハ世襲財産ヲ解除スル場合
ノ措置ヲ含ミ從テ必ズシモ經過的規定ニ非
ズ

河原委員

第八十四條ノ皇室ノ經費ノ計上セラルルハ
一般豫算ナルカ

入江法制局長官

一般ノ豫算ニ計上セラルベク從テ議會ノ議
決ヲ要スルハ當然ナルガ茲ニ云フ意味ハ特

ニ皇室ノ支出トシテ豫算ニ計上セラルル費用ニ付同意ヲ要スベキ旨ヲ強調シ事實上ハ豫算ニ對スル一個ノ議決ニ含マルベシ
河原委員

第八十六條ノ次ノ年度ノ意義如何
佐藤法制局次長

決算ノ行ハレタル年ニ検査院ガ検査シ其ノ次ノ年度ニ國會ニ提出スルコトトス

美濃部委員

第八十四條ニ付皇室ニ對シ世襲財産以外ノ

樞密院

財産ヲ認メザル趣旨ナルカ第八條トノ關係
調和如何

入江法制局長官

皇室ノ財産ニハ世襲財産及天皇皇后皇族等ノ私ノ財産ノ二種アリ第八十四條ノ規定スル所ハ專ラ世襲財産ノミニ關ス第八條ニ依リ國民トノ間ニ財産ノ授受アリタルトキエラ世襲財産トスレバ皇室ノ財産トナリ然ラザルトキハ國ノ財産トナルナリ

遠藤委員

第八十條ニ關シ税率ノ變更ニ付規定テキ理由如何

佐藤法制局次長

格別ノ理由ナシ

遠藤委員

第八十二條ニ審議を受けト持ニ規定シタル理由如何

佐藤法制局次長

法律等ノ議決ト異ナリ豫算ハ必ズ政府ヨリ提出スル等ノ差違モアリ斯ル文字ヲ入レタ

樞密院

ルノミ

遠藤委員

第八十四條ニ付皇室財産ハ世襲財産ト考フ
ルモ如何又皇室財産カラ生ズル收益ヲ以テ
皇室ノ經費ニ充テ之ヲ豫算ニ計上シテ國會
ノ同意ヲ要スルモトスル趣旨ナルカ

入江法制局長官

然リ

遠藤委員

收益ハ當然皇室ニ入ルコトトシ之ヲ以テ内

延ノ費用ヲ賄フコトヲ望マシト考フルモ如何

入江法制局長官

關係方面ト折衝ノ結果國庫ノ收入トスルノ外已ムナカリシモノナリ

遠藤委員

然ラバ收益ナキ世襲財産ヲ保持セラルノ實益如何

入江法制局長官

唯ダ世襲財産ヲ解除シ陛下又ハ皇族御自身

樞密院

ノ財産トスル際ニ便アリト認メラルル外名目ノミ

關屋委員

第八十四條ニ付テハ皇室ノ經費ヲ如何ニ考フルカガ先決問題タルベシ條文ニ付テモ不満ナルガ次回ノ質疑ニ譲リタシ

松本國務大臣

皇室財産ニ付テハ皇室ニ關スル豫算ノ組方ヲ大キクシ例ヘハ皇室豫算ノ金額ヲ一本トシ其ノ内譯ハ隨意ニ支出シ得ル如ク爲サン

トスルノ意圖ヲ有スルモ政府單獨ニ之ヲ決
定スルハ不能ナリ

潮委員長本日ハ之ニテ閉會スル旨ヲ宣ス

(午後四時閉會)

樞
密
院

帝國憲法改正案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第八回審査委員會

昭和二十一年五月十五日(水曜日)樞密院
事務所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

潮顧問官

樞密院

審査委員

林顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

野村顧問官

河原顧問官

美濃部顧問官

遠藤顧問官

關屋顧問官

幣原顧問官

大平顧問官

開席者

審査委員

井坂顧問官

國務大臣

松本國務大臣

説明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

宮内事務官

樞密院

浪辺事務官

佐藤(功)事務官

塚越宮内省內藏頭

郡内務省地方局長

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時二十五分開會)

潮審査委員長開會ヲ宣ス

關屋委員

1. 第八十四條ノ皇室ノ世襲財産ノ範圍如何
2. 皇室ノ經費ガ豫算ニ計上サルノ規定アル
モ歲入如何

3. 皇室經費ニハ皇族ノソレモ含ムヤ

4. 第八十五條ノ趣意如何又實際ノ運用上支
障ナキヤ

松本國務大臣

1. 觀念的ニハ動産、不動産ハ勿論一團ヲナシ

樞密院

居ル皇室財産ヲ含ムモ、今後皇室財産法ニ
ヨリテ決定セラルベシ

2. 收入ハ國庫ノ收入トナルヲ以テ豫算ニ計
上セラル又收入ハ世襲財産ノ範圍ノ定メ
方ニヨリテ決定セラルベシ

3. 然リ

4. 公金等ヲ使用スルヲ不可トナスニ非ズ、濫
費等ヲ防止スル趣意ナリ運用上支障アル
場合ハ各事業ヲ公ノ支配下ニ置カル、如
キ措置ヲトラバ足ルベシ

潮委員長

1. 皇室經費ヲ特別會計トナス考ヘナリヤ
2. 第八十五條ノ公ノ支配ト要綱ノ國ノ管理
トハ如何ニ異ルヤ又公ノ支配ニ關シ之ガ
根據トナルベキ法ヲ制定スル考ヘアリヤ
松本國務大臣

1. 未定ナルガ特別會計トハ異ルモノトセラ
ルベシ

2. 地方團體ヲモ含マシムル意味ニ於テ公ケ
トナシ廣義ノ支配ノ語ヲ採用セリ又根據

樞密院

法ニ關シテハ補助ヲ要スベキモノニ付立
法的ニ解決スル方法モアリ得ベシ

(午後零時—午後一時五分迄休憩)

次ニ第八章地方自治ヲ議題ニ供ス

小幡委員

第八十九條ノその他ノ吏員トハ何ヲ豫定シ
居ルヤ又吏員ノ選舉ハ市町村長ノ選舉ト一
緒ニ行フヤ別途トナルヤ

入江長官

大都市ナレバ助役一人及考查役ヲ公選ニ豫

定ニアリ、選舉ニ關シテハ技術的ナ困難モアルニ付未定ナリ

河原委員

政令ヲ以テ委任事務ヲ課シ支障ナキヤ

入江長官

根據ハ法律タルヲ要スルモ、現在勅令ヲ以テシ居ル限度迄ハ可ナルベシ

美濃部委員

地方官廳ト地方議會ノ關係ヲ內閣ト國會トノ關係ノ如クセザリシハ不可解ナリ、斯クテ

樞密院

ハ行政部ト議會トノ間ニ直接ノ連絡ナク、且ツ又住民ノ直接選舉トナシタルハ兩者間ニ絶エズ衝突ヲ惹起スベク、又縣知事ト補助吏員トノ間ニモ統制ヲ保テ得ザルニ非ズヤ

松本國務大臣

貴見尤モト解スルモ、本案ニ於テハ國ノ關係トハ反對ニ地方行政ニプレシデンシヤルデモクラシーノ色彩ヲ加味シ、行政ト立法トヲ分離セシメ、進退其ノ他ニ關シ地方議會ノ制肘ヲ直ニ強ク受ケシメザルヲ妥當ナリト

思料セシニ由ル又多少獨立セシメ置クヲ可
トナス吏員ノミヲ公選トシ、而モソノ數ヲ少
數ニ止ムルヲ可ナリト思料セリ、直接選舉ハ
大ナル地方團體ニ於テハ實際上頗ル困難ナ
ルベシ

遠藤委員

1. 地方自治の本旨トハ何ゾヤ
2. 第八十八條ノ「運営」トハ如何ナル事務ノ謂
ナリヤ

3. 地方公共團體ノ長ニ對シ官吏トシテノ身

樞密院

分ラ與フルヤ

入江長官

1. 地方民が地方的ニ結集シ地方民ノ意思ニ
從ヒテ行政が爲サル、コトノ解ス

2. 固有、委任兩事務ヲ指セリ

3. 本案ノ本體トシテハ公吏が理想タルベキ
モ、官吏トナスヲ憲法上禁止セルモノトハ
解シ居ラズ、要スルニ地方自治ノ本旨ニヨ
リテ決定セラルベシ

關屋委員

1. 地方自治ノ本旨ヲ再度説明セラレ度シ
2. 全テ地方民衆ノ直接選舉ナレバ米ノ供出
等ノ問題モアリ地方分權ノ弊ヲ増大セシ
ムル虞ナキヤ

内務省地方局長

1. 市制町村制發布ノ際ノ上諭ニ示サレタル
通りト信ズ
2. 吏僚組織ノ適正化輿論ノ監視等ニヨリ遺
憾ナキヲ期スル所存ナリ

潮委員長

樞密院

1. 往時ノ如ク政黨ノ交代ニヨリテ吏員ノ動
遙スル虞レアリ吏員ノ身分保障制度ヲ要
セザルヤ
2. 地方分權地方自治ノ擴充ニ關聯シ同時ニ
現在ノ府縣區域ノ整理ヲ考慮スベキト考
フルガ如何

松本國務大臣

1. 非選舉吏員ノ動遙ヲ防止スル様立法的措
置ノ要アルベシ然レ共國民各自が民主主
義精神遵法精神ニ徹スルヲ前提トス

2. 私見ニヨレバ現在ノ區域ハ廣キニ過グベシ、地方官廳ノ權能ヲ強化スル反面公共團體ノカラ少々弱ムル要アルベシ

内務省地方局長

1. 目下區域ノ變更ヲ直チニ行フ考ヘテシ次デ第九章ヨリ第十一章迄ヲ一括シテ議題ニ

供ス

河原委員

第九十二條ニ「天皇は國民ノ名デトアルハ如何ナル意味ナリヤ

樞密院

入江長官

實質ヲ示シタルモノニシテ、實際上ノ取扱ハ上諭ニ「朕は國民ノ名デトセラルベシ

美濃部委員

第九十三條ハ法律的ニ無意味ナル規定、第九十四條第九十五條何レモ不可解ナル規定ナレバ第十章ヲ削除シテハ如何

松本國務大臣

何レモ道義的意義ノ濃厚ナル規定ナル點ニ意義アリ削除スルモ法律ノ實際ニハ支障ナ

シ

遠藤委員

1. 第九十四條ノ條規に反する法律云々トアルハ本案施行ノ際現ニ存スルモノノ謂ナリヤ

2. 第九十七條但書ト第十三條トノ關係如何

松本國務大臣

1. 經過の規定ニ非ズ

2. 第九十七條ハ第十三條ノ例外タルモノナリ

樞密院

關屋委員

詔勅ハ制裁ヲ伴ハザルヲ以テ、有効無効ハ分明ニ難キモノノ範圍如何

松本國務大臣

廢セラルベキ詔勅トハ法的効力ヲ有スルモノナルベク、法的効力ヲ有セザル詔勅ニハ第九十四條ノ適用ナキモノト思料ス

入江長官

金鷄勳章創設ノ詔勅元帥府設置ノ詔勅等ハ法的効力アルモノトシテ廢止セラルベキモノ

潮委員長

ノニ該當スベキモ之が判定ハ中々困難ナリ
以上ニテ本案ノ審議ヲ一應終了シ以後ハ當
分休憩トナシテ閉會ヲ宣ス

(午後三時十分閉會)

樞密院

帝國憲法改正案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第一回審查委員會

昭和二十一年五月二十九日(水曜日)樞密
院事務所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審查委員長

潮顧問官

樞密院

審查委員

林顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

野村顧問官

井坂顧問官

河原顧問官

美濃部顧問官

遠藤顧問官

關屋顧問官

幣原顧問官

大平顧問官

國務大臣

吉田内閣總理大臣

説明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

井手事務官

渡邊事務官

佐藤事務官

樞密院

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時三十五分開會)

潮委員長開會ヲ宣ス

審査ニ先立テ吉田内閣總理大臣ヨリ、今回御諮
詢ノ本案ハ前草案ニ對スル本院審査委員會ノ
意見ニ從ヒ研究ノ上字句ヲ若干訂正シタルガ、

前草案ノ實質ヲソノ儘踏襲シタルコト、及び六月十日頃開會セラル、議會ノ傍頭ニ本案ヲ提出シ度キ意向ヲ述ベテ本院委員會ノ審議ヲ乞フ旨挨拶アリ
次デ審議ニ入り潮委員長、本案ヲ一括議題ニ供ス

林委員

左ノ二點ニヨリ本官ハ、本草案ヲ速急ニ審議スルコトナク、慎重綿密ヲ旨トスベク思料スルガ、之ニ對スル政府ノ所見如何、

樞密院

一、國內的ニハ本案ノ革新性ハ一部ノ反對ヲ除キ各方面ニ於テ認メラレ、議會ニ於テ否決ノ可能性少キニヨリ審議ヲ急グ要ナキコト

二、本案ハポツダム宣言ノ趣旨ニ適合シアルニ付、國際的ニモ否認セラル、惧レナキモノト認メラル、コト

吉田内閣總理大臣

内外ノ緊迫セル情勢上、新憲法ハ一刻モ早ク成立セシムルヲ日本ノ爲ト考フ

林委員

本案ハ形式、内容共ニ未熟ノ點尠カラズ、マ元
師モ對日理事會ノ席上、原則ニ變更ヲ加ヘザ
ルガ如キ形式的、細目的ノ修正ハ可能ナル旨
演述シ居リ、不適當ナル表現或ハ細目的修正
例ヘバ特赦ト刑ノ執行ノ免除ヲ併記スルガ
如キ規定ノ訂正ヲ行ヒテ然ルベキモノト思
料セラル、ガ政府ノ所見如何

吉田内閣總理大臣

研究シ度シ

樞密院

林委員

根本問題ノ一トシテ、政府ハ、主權ガ何人ニ存
スルト考フルカ

吉田内閣總理大臣

研究ノ上決定シ度シ

野村委員

一、武力ヲ保持セズシテ、占領軍ノ撤收後起ル
コトアルベキ非常事態ニ能ク對處シ得ル
カラ深ク憂フ、降伏文書ニハ武装解除ノミ
ヲ謳ヒ、日本ガ未來永却ニ武力ヲ保持シ得

ザルモノト解スベキ根據ナケレバ、本官ハ
第九條第二項ノ規定ハ削除サレンコトラ
切望ス

又、皇室經費ニ關スル豫算ガ議會ニ於テ否決
セラレタル場合ニハ皇室ハ無一物トナル
ヲ憂フ、皇室財産ヲ國ノ所有トナス規定ハ
削除セラレ度シ

(正午——午後一時半迄休憩)

入江法制局長官林委員ノ質疑ニ對シテ)

本案ノ、特赦ハ字句ニ於テ現行憲法ト同一ナ

樞密院

ルガ範圍ハ多少異ナルモノトシタルニ付特
赦ノ内容必ズシモ利ノ執行ノ免除ニ非ザル
モノト解ス

河原委員

原案修正ノ可能性アリヤ、本官ハ第八十四條
ヲ原案ニテ修正サレンコトラ希望ス

吉田内閣總理大臣

帝國議會ニヨリ修正ヲ加ヘラル、コトハ可
能ナルベシ

遠藤委員

本案ニ依レバ内閣ガヤ、弱體ナリト考ヘラ
ル、ニ付之ガ強化ヲ計ラレ度シ

關屋委員

法文ノ用語ハ可及的國民感情ニ一致セシム
ル要アリト本官ハ思料スルガ、本案ノ全條又
ニ亘リテ修正可能ナルカ

吉田内閣總理大臣

基本原則及ベーシツクフォームヲ變改セザ
ル限リノ修正ハ可能ナルベシ

幣原委員

樞密院

本官ハ國內ノ擾亂ヲ深ク憂フルモノナルガ
治安上遺憾ナキヲ期シ得ルカ

吉田内閣總理大臣

占領軍ノ撤收時期ハ一ニ媾和條約ノ締結ニ係
ルモノナレバ、現在之ニ對スル豫想困難ナリ

林委員

1. 恩赦ニ關スル當局ノ答辯ハ誠ニ遺憾ナリ
2. 第六十一條及第七十二條ノ修正ノ意義如
何

3. 第七十七條ノ最高裁判所ノ權限ニ關スル

前委員會ニ於ケル政府ノ説明ハ法文ニ表
現サレ居ラザルガ、政府ノ所見如何、

入江長官

2. 主權ノ一態様タル行政權ハ三權分立ノ立
前ヨリ内閣ニ歸屬シ、之ヲ行フハ第六十九
條デ定ムトスベキ本來ノ趣旨ニ適合セシ
メタリ

3. 前回説明ノ趣旨ハ憲法ニ適合スルカ否カ
ハ裁判ノ際ニ具體的ニ定ムノ意ナリ、

林委員

樞密院

違憲ナリヤ否ヤノ判定ガ訴ヘアルモノニ限
ルトセバ、判決ノ效果ハ當事者ノミヲ拘束ス
ルニ過ギザルベシ、須ラク一般的名モノトス
ベシ、又下級裁判所ニ對シテモ本條ノ趣旨ヲ
擴張スベシ

入江長官

附屬法令ノ立法ニ際シテ研究シ度シ、尚下級
裁判所ニ對シ、命令、規則、處分ニ付テハ違憲ナ
ルカ否カノ判定ヲ行ハシムルコト差支ヘナ
キモ、ソノ場合ハ最高裁判所ニ上訴シ得ルノ

途ヲ講ズル要アルベシ

林委員

主權ノ所在ニ關スル説明如何

吉田内閣總理大臣

法制局長官ヨリ説明スベシ

入江長官

前回ノ説明ニ同ジ

潮委員長

第五十條ノ參議院ノ緊急集會ハ衆議院解散ノ場合ニ限定セズ、國會ノ閉會中ニモ適用シ

樞密院

テハ如何

入江長官

然ル場合ハ議會ヲ召集スルノ外ナシ、然レ共此ノ外當局トシテハ、緊急勅令ニ代ルベキ廣範ナル委任命令、財政ニ關スル議會ノ包括的ナル承認、暫定豫算或ヒハ豫備費ノ活用等ノ手段ニ付考究中ナリ

以上ヲ以テ政府ニ對スル質疑ヲ終リ政府側退席ス(午後二時五十分)

其ノ後審査委員ノミニテ委員會ヲ續行シ、本委

員會ヲ結論ニ付協議セルガ決定ヲ次回ニ譲ル
コトトシテ散會セリ

(午後三時十分閉會)

樞
密
院

帝國憲法改正案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第二回審査委員會

昭和二十一年六月一日(土曜日)樞密院事
務所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

潮顧問官

樞密院

審査委員

林顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

野村顧問官

井坂顧問官

河原顧問官

遠藤顧問官

關屋顧問官

幣原顧問官

大平顧問官

關席者

美濃部顧問官

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午後一時五分開會)

潮委員長開會ヲ宣シ審査報告案ヲ議題ニ供ス

樞密院

高辻事務官審査報告案朗讀

小幡委員

本案ニ依レバ憲法草案ハ直接ポツダム宣言ニ基キ起草セラレタルガ如キモ、寧口勅語ニ淵源ヲ求ムベキニ非ザルカ

關屋委員

臨時議會ノ開會迄猶時間的餘裕アラバ、更ニ疑點ヲ政府ニ訊スベキニ非ザルカ

野村委員

本案ハ政府ノ原案ヲ己ムヲ得ザルモノトシ

テ肯定シアルガ、委員會ノ席上重大ナル論議
アリタル點例ヘバ事實上自衛權ナキ點ハ進
ンデ政府ニ適當ナル建言ヲナスベシ

林委員

野村委員ノ意見ニ同意ナリ、時アレバ論議ヲ
盡シ慎重綿密ナル審議コン肝要ナリ

潮委員長

本委員會ニ於テ論議ノ必要或ヒハ修正ノ必
要アルモノト決定セバ本官ハ政府ノ説明ヲ
更ニ求ムルニ各カナラズ

樞密院

諸橋書記官長

審査報告ハ多數ノ意見ヲ表明シタルモノ故
必ズシモ個人ノ意見ト一致セザルコトアル
點ヲ諒セラレ度シ、尚先決問題トシテ憲法草
案ヲ修正スベキカ否カニ關シ本委員會ノ態
度ヲ決セラレ度シ

關屋委員

別紙ノ如キ修正意見ヲ述ブ

井坂委員

無修正ニテ進ムベシ

林委員

本案ハ内外ノ情勢上急ヲ要スル旨ノ政府ノ
言明ヲ信ジ已ムナク是認スルノ態度ヲ執ル
ベシ

之ニ對シ關屋委員ヲ除キ各委員ノ賛成アリ次
デ之ハ態度ニ從ヒテ本審査報告案ノ可否ヲ檢
討セリ

(午後三時半閉會)

樞密院

帝國憲法改正案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルノ件
第三回審查委員會

昭和二十一年六月三日(月曜日)樞密院事
務所ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審查委員長

潮顧問官

樞密院

審查委員

林顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

野村顧問官

河原顧問官

美濃部顧問官

遠藤顧問官

關屋顧問官

幣原顧問官

大平顧問官

開席者

井坂顧問官

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時二十五分開會)

潮委員長開會ヲ宣ス

樞密院

前回ヨリ引繼イテ審査報告案ノ檢討ヲ行ヒ、別紙ノ通りソノ内容ヲ決定シ、次デ潮委員長ヨリ審査委員會ノ決ヲ採リタルトコロ、美濃部委員ヲ除クノ外各委員ノ賛成アリ、結局多數ヲ以テ議決セラレタリ、

潮委員長閉會ヲ宣ス

(午後三時二十分開會)